

第 6 0 号 議 案

久留米市生涯学習センター条例及び久留米市体育施設条例の
一部を改正する条例に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日

教育長 大 津 秀 明

提 案 理 由

久留米市生涯学習センター条例及び久留米市体育施設条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市生涯学習センター条例及び久留米市体育施設条例の
一部を改正する条例に係る意見の申出について

久留米市生涯学習センター条例及び久留米市体育施設条例の一部を
改正する条例について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市生涯学習センター条例及び久留米市体育施設条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年12月3日

久留米市長 大 久 保 勉

提案理由

勤労青少年ホームの用途を生涯学習センター又は体育施設に変更する
ため、条例の一部を改正しようとするものである。

久留米市生涯学習センター条例及び久留米市体育施設条例の
一部を改正する条例

(久留米市生涯学習センター条例の一部改正)

第1条 久留米市生涯学習センター条例（平成26年久留米市条例第47号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第23条」に、「第17条」を「第24条」に、「第18条」を「第25条」に改める。

第2条第1項の表久留米市生涯学習センターの項の次に次のように加える。

久留米市野中生涯学習センター	久留米市野中町1075番地2
----------------	----------------

第18条を第25条とする。

第17条第1項の表久留米市田主丸生涯学習センターの項の前に次のように加え、第3章中同条を第24条とする。

久留米市野中生涯学習センター	久留米市野中生涯学習センター 運営委員会
----------------	-------------------------

第2章中第16条を第23条とする。

第15条中「第13条」を「第20条」に改め、同条を第22条とする。

第14条を第21条とする。

第13条中「教育委員会」の次に「及び指定管理者」を加え、同条第2号中「第8条各号」を「第11条各号」に改め、同条を第20条とする。

第12条中「使用者」を「第10条第1項又は第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」に改め、「あらかじめ」の次に「その施設を管理する」を、「教育委員会」の次に「又は指定管理者」を加え、同条を第19条とし、同条の前に次の4条を加える。

(利用料金)

第15条 第10条第2項の許可を受けた者は、指定管理者に利用料金を前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金の額は、別表第4に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

(利用料金の収入)

第16条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第18条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

第11条を第14条とし、第10条を第13条とする。

第9条第1項中「第7条第1項」を「第10条第1項」に改め、「(以下「使用者」という。)」を削り、同条第2項中「使用者が」を削り、同条を第12条とする。

第8条中「教育委員会」の次に「及び指定管理者」を、「前条第1項」の次に「又は第2項」を加え、同条を第11条とする。

第7条の見出し中「使用許可」を「許可」に改め、同条第1項中「(別表第1から別表第3までに掲げる施設をいう。以下同じ。)」を削り、同条第2項中「教育委員会」の次に「及び指定管理者」を加え、「前項」を「第1項又は前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、同条を第10条とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が生涯学習センター等を管理している場合は、生涯学習センター等の施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事

項を変更しようとするときも、同様とする。

第6条中「久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会又は指定管理者」に、「対しては、」を「対し、その管理を行う」に改め、同条を第9条とし、第2章中同条の前に次の3条を加える。

（指定管理者による管理）

第6条 久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、久留米市野中生涯学習センターの管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に規定する事業に関する業務
- (2) 久留米市野中生涯学習センターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受等に関する業務
- (3) 久留米市野中生涯学習センターの施設の維持管理に関する業務
- (4) その他教育委員会が定める業務

（開館時間等）

第8条 久留米市野中生涯学習センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを伸縮し、又は変更することができる。

- (1) 9時から21時まで。ただし、日曜日については、9時から17時までとする。
- (2) 宿泊については、16時から翌日10時まで。

2 久留米市野中生涯学習センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

- (1) 第1月曜日及び第3月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

別表第1、別表第2及び別表第3中「第9条」を「第12条」に改め、別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第15条関係）

久留米市野中生涯学習センター利用料金

施設名			単位	利用料金
軽運動室			1時間につき	200円
料理講習室			1時間につき	100円
講習室			1時間につき	100円
会議室			1時間につき	100円
音楽室			1時間につき	150円
和室			1時間につき	150円
宿泊室			1人1泊（16時から翌日10時まで）につき	1,080円
多目的室			1時間につき	210円
多目的ホール	ホールとして使用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき	1,610円
		入場料を徴収する場合	1時間につき	3,240円
多目的ホール	体育館として使用する場合	全面使用	9時～13時	1,290円
			13時～17時	1,290円
			17時～21時	1,290円

	半面使用	9時～13時	640円
		13時～17時	640円
		17時～21時	640円
冷暖房及び器具利用料金		市長が規則で定める額	

備考

- 1 宿泊研修等の場合については、軽運動室及び料理講習室の利用料金は無料とする。
- 2 1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とみなす。
- 3 上記の金額は、消費税等額を含む。

(久留米市体育施設条例の一部改正)

第2条 久留米市体育施設条例（昭和41年久留米市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表久留米市田主丸ソフトボール場の項の次に次のように加える。

久留米市田主丸アリーナ	久留米市田主丸町常盤1111番地1
-------------	-------------------

第16条に次の1項を加える。

- 4 久留米市田主丸アリーナの使用料の額は、別表第8に定める額とする。

第21条第1項中「第11条」を「第12条第1項」に改め、「「委員会」と」の次に「、「利用料金」とあるのは「使用料」と」を加える。

別表第1に次のように加える。

久留米市田主丸アリーナ	(1) 6月から9月までは、9時から22時まで (2) 10月から5月までは、9時から21時30分まで
-------------	--

	(3) 前2号の規定にかかわらず、日曜日については9時から17時まで
--	------------------------------------

別表第2中

「

久留米市野球場 久留米市武道場 久留米市弓道場	(1) 火曜日(その日が国民の祝日に当たる場合は、その翌日とする。) (2) 年末年始(12月28日から翌年1月4日までの日)
久留米市田主丸ソフトボール場	(1) 年末年始(12月28日から翌年1月4日までの日) (2) 照明設備については、5月から10月までの日曜日、月曜日及び国民の祝日は使用しないものとする。

」

を

「

久留米市野球場 久留米市武道場 久留米市弓道場	(1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「法」という。)に規定する休日に当たる場合は、その翌日とする。) (2) 年末年始(12月28日から翌年1月4日までの日)
-------------------------------	---

久留米市田主丸ソフトボール場	(1) 年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日） (2) 照明設備については、5月から10月までの日曜日、月曜日及び法に規定する休日は使用しないものとする。
久留米市田主丸アリーナ	(1) 第3日曜日 (2) 月曜日（第3日曜日の翌日を除く。） (3) 法に規定する休日 (4) 年末年始（12月28日から12月31日までの日及び1月2日から1月4日までの日）

」

に改める。

別表第7の次に次の1表を加える。

別表第8（第16条関係）

久留米市田主丸アリーナ使用料

区分		9時から17時まで	17時から22時まで
1階	第1研修室	1時間につき 200円	1時間につき 300円
	第2研修室	1時間につき 200円	1時間につき 300円
	第3研修室	1時間につき 300円	1時間につき 410円
	第4研修室	1時間につき 200円	1時間につき 300円

	第 5 研 修 室	1 時間につき 3 0 0 円	1 時間につき 4 1 0 円
	第 6 研 修 室	1 時間につき 2 0 0 円	1 時間につき 3 0 0 円
	第 1 軽 運 動室	1 時間につき 3 0 0 円	1 時間につき 4 1 0 円
2 階	体育室	1 時間につき 5 1 0 円	1 時間につき 1 , 0 2 0 円
	ステージ	1 時間につき 5 1 0 円	1 時間につき 1 , 0 2 0 円
3 階	第 2 軽 運 動室	1 時間につき 3 0 0 円	1 時間につき 4 1 0 円

備考

- 1 使用時間が 1 時間に満たないときは 1 時間とみなす。
- 2 使用時間が 1 時間を超える場合において、使用時間に 1 時間未満の端数がある場合の使用料の額は、その端数が 3 0 分未満のときは、上記 1 時間当たりの使用料の額に 2 分の 1 を乗じて得た額（当該額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算して得た額とし、その端数が 3 0 分以上 1 時間未満の場合は、上記 1 時間当たりの使用料の額を加算して得た額とする。
- 3 使用時間には、準備、使用後の整理及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 4 冷暖房を使用する場合は、上記の使用料の額に、当該使用料の額に 2 分の 1 を乗じて得た額（当該額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算するものとする。
- 5 体育室及びステージの使用に当たり、9 時から 1 7 時までの

間において照明を使用した場合は、上記の使用料の額に 5 1 0 円を加算するものとする。

6 上記の金額は、消費税等額を含むものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(久留米市勤労青少年ホーム条例の廃止)

2 久留米市勤労青少年ホーム条例(昭和 5 3 年久留米市条例第 2 0 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に、前項の規定による廃止前の久留米市勤労青少年ホーム条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ第 1 条の規定による改正後の久留米市生涯学習センター条例又は第 2 条の規定による改正後の久留米市体育施設条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

久留米市生涯学習センター条例 新旧対照表

議案 60-資料1

現行	改正後（案）																																										
<p>久留米市生涯学習センター条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 管理及び運営（第6条—第16条）</p> <p>第3章 運営委員会（第17条）</p> <p>第4章 雑則（第18条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的及び設置）</p> <p>第1条 市民が生涯にわたって学習する環境を整備し、生涯学習の振興及び普及を図るため、久留米市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 生涯学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>久留米市生涯学習センター</td> <td>久留米市諏訪野町1830番地6</td> </tr> <tr> <td>久留米市田主丸生涯学習センター</td> <td>久留米市田主丸町田主丸770番地1</td> </tr> <tr> <td>久留米市北野生涯学習センター</td> <td>久留米市北野町中273番地1</td> </tr> <tr> <td>久留米市城島生涯学習センター</td> <td>久留米市城島町檜津1番地1</td> </tr> <tr> <td>久留米市三瀧生涯学習センター</td> <td>久留米市三瀧町玉満2949番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に掲げる施設のほか、次に掲げる施設を附帯施設として設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金島ふれあい交流センター</td> <td>久留米市北野町八重亀139番地</td> </tr> <tr> <td>弓削コスモス館</td> <td>久留米市北野町高良1706番地1</td> </tr> <tr> <td>大城ますかげセンター</td> <td>久留米市北野町大城83番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>（職員）</p> <p>第3条 生涯学習センター及び附帯施設（以下「生涯学習センター等」という。）に所長その他必要な職員を置くことができる。</p>	名称	位置	久留米市生涯学習センター	久留米市諏訪野町1830番地6	久留米市田主丸生涯学習センター	久留米市田主丸町田主丸770番地1	久留米市北野生涯学習センター	久留米市北野町中273番地1	久留米市城島生涯学習センター	久留米市城島町檜津1番地1	久留米市三瀧生涯学習センター	久留米市三瀧町玉満2949番地1	名称	位置	金島ふれあい交流センター	久留米市北野町八重亀139番地	弓削コスモス館	久留米市北野町高良1706番地1	大城ますかげセンター	久留米市北野町大城83番地	<p>久留米市生涯学習センター条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 管理及び運営（第6条—第23条）</p> <p>第3章 運営委員会（第24条）</p> <p>第4章 雑則（第25条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的及び設置）</p> <p>第1条 市民が生涯にわたって学習する環境を整備し、生涯学習の振興及び普及を図るため、久留米市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 生涯学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>久留米市生涯学習センター</td> <td>久留米市諏訪野町1830番地6</td> </tr> <tr> <td>久留米市野中生涯学習センター</td> <td>久留米市野中町1075番地2</td> </tr> <tr> <td>久留米市田主丸生涯学習センター</td> <td>久留米市田主丸町田主丸770番地1</td> </tr> <tr> <td>久留米市北野生涯学習センター</td> <td>久留米市北野町中273番地1</td> </tr> <tr> <td>久留米市城島生涯学習センター</td> <td>久留米市城島町檜津1番地1</td> </tr> <tr> <td>久留米市三瀧生涯学習センター</td> <td>久留米市三瀧町玉満2949番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に掲げる施設のほか、次に掲げる施設を附帯施設として設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金島ふれあい交流センター</td> <td>久留米市北野町八重亀139番地</td> </tr> <tr> <td>弓削コスモス館</td> <td>久留米市北野町高良1706番地1</td> </tr> <tr> <td>大城ますかげセンター</td> <td>久留米市北野町大城83番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>（職員）</p> <p>第3条 生涯学習センター及び附帯施設（以下「生涯学習センター等」という。）に所長その他必要な職員を置くことができる。</p>	名称	位置	久留米市生涯学習センター	久留米市諏訪野町1830番地6	久留米市野中生涯学習センター	久留米市野中町1075番地2	久留米市田主丸生涯学習センター	久留米市田主丸町田主丸770番地1	久留米市北野生涯学習センター	久留米市北野町中273番地1	久留米市城島生涯学習センター	久留米市城島町檜津1番地1	久留米市三瀧生涯学習センター	久留米市三瀧町玉満2949番地1	名称	位置	金島ふれあい交流センター	久留米市北野町八重亀139番地	弓削コスモス館	久留米市北野町高良1706番地1	大城ますかげセンター	久留米市北野町大城83番地
名称	位置																																										
久留米市生涯学習センター	久留米市諏訪野町1830番地6																																										
久留米市田主丸生涯学習センター	久留米市田主丸町田主丸770番地1																																										
久留米市北野生涯学習センター	久留米市北野町中273番地1																																										
久留米市城島生涯学習センター	久留米市城島町檜津1番地1																																										
久留米市三瀧生涯学習センター	久留米市三瀧町玉満2949番地1																																										
名称	位置																																										
金島ふれあい交流センター	久留米市北野町八重亀139番地																																										
弓削コスモス館	久留米市北野町高良1706番地1																																										
大城ますかげセンター	久留米市北野町大城83番地																																										
名称	位置																																										
久留米市生涯学習センター	久留米市諏訪野町1830番地6																																										
久留米市野中生涯学習センター	久留米市野中町1075番地2																																										
久留米市田主丸生涯学習センター	久留米市田主丸町田主丸770番地1																																										
久留米市北野生涯学習センター	久留米市北野町中273番地1																																										
久留米市城島生涯学習センター	久留米市城島町檜津1番地1																																										
久留米市三瀧生涯学習センター	久留米市三瀧町玉満2949番地1																																										
名称	位置																																										
金島ふれあい交流センター	久留米市北野町八重亀139番地																																										
弓削コスモス館	久留米市北野町高良1706番地1																																										
大城ますかげセンター	久留米市北野町大城83番地																																										

(事業)

第4条 生涯学習センター等は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習のための機会及び施設の提供に関すること。
- (2) 生涯学習のための情報の提供に関すること。
- (3) その他生涯学習の振興及び普及を図るために必要な事項に関すること。

(他の条例との関係)

第5条 生涯学習センターのうち、久留米市生涯学習センター、久留米市田主丸生涯学習センター及び久留米市城島生涯学習センターの管理及び運営については、第2章の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める規定を適用する。

- (1) 久留米市生涯学習センター 久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例（平成12年久留米市条例第35号。以下「久留米市生涯学習センター等複合施設条例」という。）第6条、第9条から第17条まで及び第27条の規定
- (2) 久留米市田主丸生涯学習センター 久留米市田主丸複合文化施設条例（平成16年久留米市条例第107号）第6条から第16条までの規定
- (3) 久留米市城島生涯学習センター 久留米市城島総合文化センター条例（平成16年久留米市条例第101号）第5条から第17条までの規定

第2章 管理及び運営

(事業)

第4条 生涯学習センター等は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習のための機会及び施設の提供に関すること。
- (2) 生涯学習のための情報の提供に関すること。
- (3) その他生涯学習の振興及び普及を図るために必要な事項に関すること。

(他の条例との関係)

第5条 生涯学習センターのうち、久留米市生涯学習センター、久留米市田主丸生涯学習センター及び久留米市城島生涯学習センターの管理及び運営については、第2章の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める規定を適用する。

- (1) 久留米市生涯学習センター 久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例（平成12年久留米市条例第35号。以下「久留米市生涯学習センター等複合施設条例」という。）第6条、第9条から第17条まで及び第27条の規定
- (2) 久留米市田主丸生涯学習センター 久留米市田主丸複合文化施設条例（平成16年久留米市条例第107号）第6条から第16条までの規定
- (3) 久留米市城島生涯学習センター 久留米市城島総合文化センター条例（平成16年久留米市条例第101号）第5条から第17条までの規定

第2章 管理及び運営

(指定管理者による管理)

第6条 久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、久留米市野中生涯学習センターの管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に規定する事業に関する業務
- (2) 久留米市野中生涯学習センターの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)の收受等に関する業務
- (3) 久留米市野中生涯学習センターの施設の維持管理に関する業務
- (4) その他教育委員会が定める業務

(入館の制限)

第6条 久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、生涯学習センター等への入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらに該当する物品、動物等を携行する者
- (3) 許可を受けないで、物品販売、宣伝その他これらに類似する営利行為を行う者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者

(使用許可)

第7条 生涯学習センター等の施設（別表第1から別表第3までに掲げる施設をいう。以下同じ。）を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をするに当たっては、管理上必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。

(開館時間等)

第8条 久留米市野中生涯学習センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを伸縮し、又は変更することができる。

- (1) 9時から21時まで。ただし、日曜日については、9時から17時までとする。
- (2) 宿泊については、16時から翌日10時まで。

2 久留米市野中生涯学習センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

- (1) 第1月曜日及び第3月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(入館の制限)

第9条 教育委員会又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その管理を行う生涯学習センター等への入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらに該当する物品、動物等を携行する者
- (3) 許可を受けないで、物品販売、宣伝その他これらに類似する営利行為を行う者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者

(許可)

第10条 生涯学習センター等の施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が生涯学習センター等を管理している場合は、生涯学習センター等の施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 教育委員会及び指定管理者は、第1項又は前項の許可をするに当たっては、管理上必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第11条 教育委員会及び指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項又は第2項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備等を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) その他生涯学習センター等の管理運営上支障があると認めるとき。

(使用料)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1から別表第3までに定める使用料を納付しなければならない。

2 使用者が冷暖房及び附属設備を使用するときは、市長が規則で定める使用料を納付しなければならない。

3 前2項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、後納することができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特に理由があると認めるときは、前条第1項及び第2項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備等を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) その他生涯学習センター等の管理運営上支障があると認めるとき。

(使用料)

第12条 第10条第1項の許可を受けた者は、別表第1から別表第3までに定める使用料を納付しなければならない。

2 冷暖房及び附属設備を使用するときは、市長が規則で定める使用料を納付しなければならない。

3 前2項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、後納することができる。

(使用料の減免)

第13条 市長は、特に理由があると認めるときは、前条第1項及び第2項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金)

第15条 第10条第2項の許可を受けた者は、指定管理者に利用料金を前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金の額は、別表第4に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

(利用料金の収入)

第16条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第18条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(特別設備等の許可)

第12条 使用者は、施設を使用するに当たり、特別の設備を施し、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(許可の取消し等)

第13条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (2) 第8条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸することができない。

(原状回復義務)

第15条 使用者は、施設の使用を終えたとき、又は第13条の規定による許可の取消し等をされたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第16条 生涯学習センター等の入館者又は使用者が、自己の責めに帰すべき理由により、生涯学習センター等の建物又は附属設備等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第3章 運営委員会

(運営委員会の設置)

第17条 生涯学習センターの円滑な運営を図るため、久留米市生涯学習センター等複合施設条例第26条に掲げる久留米市生涯学習センター運営委員会のほか、次の表の左欄に掲げる生涯学習センターごとに、同表右欄に掲げる運営委員会を置く。

生涯学習センター	運営委員会
久留米市田主丸生涯学習センター	久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会

(特別設備等の許可)

第19条 第10条第1項又は第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）

は、施設を使用するに当たり、特別の設備を施し、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ**その施設を管理する教育委員会又は指定管理者**の許可を受けなければならない。

(許可の取消し等)

第20条 教育委員会及び指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (2) **第11条各号**のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(権利譲渡等の禁止)

第21条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸することができない。

(原状回復義務)

第22条 使用者は、施設の使用を終えたとき、又は**第20条**の規定による許可の取消し等をされたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第23条 生涯学習センター等の入館者又は使用者が、自己の責めに帰すべき理由により、生涯学習センター等の建物又は附属設備等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第3章 運営委員会

(運営委員会の設置)

第24条 生涯学習センターの円滑な運営を図るため、久留米市生涯学習センター等複合施設条例第26条に掲げる久留米市生涯学習センター運営委員会のほか、次の表の左欄に掲げる生涯学習センターごとに、同表右欄に掲げる運営委員会を置く。

生涯学習センター	運営委員会
久留米市野中生涯学習センター	久留米市野中生涯学習センター運営委員会

久留米市北野生涯学習センター	久留米市北野生涯学習センター運営委員会
久留米市城島生涯学習センター	久留米市城島生涯学習センター運営委員会
久留米市三潁生涯学習センター	久留米市三潁生涯学習センター運営委員会

2 前項の表の運営委員会の組織、運営及び所掌事務については、教育委員会が規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附則抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 久留米市農村環境改善センター条例(平成16年久留米市条例第76号)
 - (2) 久留米市公民館条例(平成16年久留米市条例第108号)
 - (3) 久留米市北野コミュニティ施設条例(平成16年久留米市条例第109号)
- (経過措置)

3 この条例の施行日前に、久留米市農村環境改善センター条例、久留米市公民館条例、久留米市北野コミュニティ施設条例及び久留米市働く女性の家条例(平成16年久留米市条例第110号)の規定(久留米市働く女性の家条例については、久留米市北野働く女性の家に係る部分に限る。)によりなされた処分、手続、その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

久留米市田主丸生涯学習センター	久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会
久留米市北野生涯学習センター	久留米市北野生涯学習センター運営委員会
久留米市城島生涯学習センター	久留米市城島生涯学習センター運営委員会
久留米市三潁生涯学習センター	久留米市三潁生涯学習センター運営委員会

2 前項の表の運営委員会の組織、運営及び所掌事務については、教育委員会が規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附則抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 久留米市農村環境改善センター条例(平成16年久留米市条例第76号)
 - (2) 久留米市公民館条例(平成16年久留米市条例第108号)
 - (3) 久留米市北野コミュニティ施設条例(平成16年久留米市条例第109号)
- (経過措置)

3 この条例の施行日前に、久留米市農村環境改善センター条例、久留米市公民館条例、久留米市北野コミュニティ施設条例及び久留米市働く女性の家条例(平成16年久留米市条例第110号)の規定(久留米市働く女性の家条例については、久留米市北野働く女性の家に係る部分に限る。)によりなされた処分、手続、その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に、久留米市勤労青少年ホーム条例(昭和53年久留米市条例第20号)の規定(久留米市勤労青少年ホームに係る部分に限る。)によりなされた処分、手続、その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第9条関係）

久留米市北野生涯学習センター使用料

施設名			使用料（1時間につき）
大ホール	ホールとして使用する場合	客室	2,050円
		舞台	1,020円
		全面	3,080円
	体育館として使用する場合	卓球	1面100円
		バドミントン	1面100円
		全面	510円
1階和室			200円
中会議室		1	300円
		2	200円
		全面	410円
2階和室			300円
視聴覚室			300円
2階小会議室			100円
別館軽運動室			200円
別館和室			200円
別館茶室			100円
別館講習室		第1	200円
		第2	200円
		全面	300円
別館学童学習室			200円
別館研修室			200円
別館相談室			100円
別館託児室			200円
別館調理実習室			300円

備考

- 1 1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とみなす。
- 2 入場料を徴収して使用する場合の使用料は、上の表の使用料に100分の200を乗じて得た額とする。

別表第1（第12条関係）

久留米市北野生涯学習センター使用料

施設名			使用料（1時間につき）
大ホール	ホールとして使用する場合	客室	2,050円
		舞台	1,020円
		全面	3,080円
	体育館として使用する場合	卓球	1面100円
		バドミントン	1面100円
		全面	510円
1階和室			200円
中会議室		1	300円
		2	200円
		全面	410円
2階和室			300円
視聴覚室			300円
2階小会議室			100円
別館軽運動室			200円
別館和室			200円
別館茶室			100円
別館講習室		第1	200円
		第2	200円
		全面	300円
別館学童学習室			200円
別館研修室			200円
別館相談室			100円
別館託児室			200円
別館調理実習室			300円

備考

- 1 1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とみなす。
- 2 入場料を徴収して使用する場合の使用料は、上の表の使用料に100分の200を乗じて得た額とする。

3 1階和室を大ホールとして併用する場合（大ホールをホールとして使用する場
合に限る。）の1階和室の使用料は、無料とする。

4 上記の金額は、消費税等額を含む。

別表第2（第9条関係）

久留米市三潁生涯学習センター使用料

施設名	使用料（1時間につき）
多目的集会室	1,020円
第1研修室	200円
第2研修室	200円
郷土資料室	200円
実習室	200円
生活改善室	200円
視聴覚室	200円
和室	200円
集会室	410円

備考

1 1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とみなす。

2 入場料を徴収して使用する場合の使用料は、上の表の使用料に100分の200
を乗じて得た額とする。

3 使用料には、消費税等額を含む。

別表第3（第9条関係）

久留米市生涯学習センター附帯施設使用料

施設名			使用料（1時間につき）	備考
金島ふれ あい交流 センター	交流ホ ール	全面	300円	
		1/3面	100円	
		2/3面	200円	
		舞台	100円	
控室		100円	交流ホールの舞台を併用 する場合は無料	
弓削コス モス館	交流ホ ール	全面	300円	
		1/3面	100円	

3 1階和室を大ホールとして併用する場合（大ホールをホールとして使用する場
合に限る。）の1階和室の使用料は、無料とする。

4 上記の金額は、消費税等額を含む。

別表第2（第12条関係）

久留米市三潁生涯学習センター使用料

施設名	使用料（1時間につき）
多目的集会室	1,020円
第1研修室	200円
第2研修室	200円
郷土資料室	200円
実習室	200円
生活改善室	200円
視聴覚室	200円
和室	200円
集会室	410円

備考

1 1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とみなす。

2 入場料を徴収して使用する場合の使用料は、上の表の使用料に100分の200
を乗じて得た額とする。

3 使用料には、消費税等額を含む。

別表第3（第12条関係）

久留米市生涯学習センター附帯施設使用料

施設名			使用料（1時間につき）	備考
金島ふれ あい交流 センター	交流ホ ール	全面	300円	
		1/3面	100円	
		2/3面	200円	
		舞台	100円	
控室		100円	交流ホールの舞台を併 用する場合は無料	
弓削コス モス館	交流ホ ール	全面	300円	
		1/3面	100円	

		2/3面	200円	
		舞台	100円	
大城ます かげセン ター	交流ホ ール	全面	300円	
		1/3面	100円	
		2/3面	200円	
		舞台	100円	
	控室		100円	交流ホールの舞台を併用 する場合は無料

備考

- 1 1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とみなす。
- 2 上記の金額は、消費税等額を含む。

		2/3面	200円	
		舞台	100円	
大城ます かげセン ター	交流ホ ール	全面	300円	
		1/3面	100円	
		2/3面	200円	
		舞台	100円	
	控室		100円	交流ホールの舞台を併 用する場合は無料

備考

- 1 1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とみなす。
- 2 上記の金額は、消費税等額を含む。

別表第4（第15条関係）

久留米市野中生涯学習センター利用料金

施設名	単位	利用料金	
軽運動室	1時間につき	200円	
料理講習室	1時間につき	100円	
講習室	1時間につき	100円	
会議室	1時間につき	100円	
音楽室	1時間につき	150円	
和室	1時間につき	150円	
宿泊室	1人1泊（16時から翌日 10時まで）につき	1,080円	
多目的室	1時間につき	210円	
多 目 的 ホ ル	ホールと 入場料を徴収 して使用す しない場合	1時間につき	1,610円
	る場合 入場料を徴収 する場合	1時間につき	3,240円
二 ル	体育館と 全面使用 して使用す	9時～13時	1,290円
		13時～17時	1,290円

	る場合		17時～21時	1,290円
		半面使用	9時～13時	640円
			13時～17時	640円
			17時～21時	640円
冷暖房及び器具利用料金		市長が規則で定める額		

備考

- 1 宿泊研修等の場合については、軽運動室及び料理講習室の利用料金は無料とする。
- 2 1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とみなす。
- 3 上記の金額は、消費税等額を含む。

久留米市体育施設条例（昭和41年条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第16条</p> <p>1～3項 略</p> <p>(規定の準用)</p> <p>第21条 第5条第1項ただし書、第7条から第11条まで、第19条及び前条の規定は、委員会が指定管理施設以外の体育施設の管理を行う場合について準用する。この場合において、第19条第2項の規定を除き「指定管理施設」とあるのは「指定管理施設以外の体育施設」と、「指定管理者」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p><u>【別記1 参照】</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第16条</p> <p>1～3項 略</p> <p><u>4 久留米市田主丸アリーナの使用料の額は、別表第8に定める額とする。</u></p> <p>(規定の準用)</p> <p>第21条 第5条第1項ただし書、第7条から第12条第1項まで、第19条及び前条の規定は、委員会が指定管理施設以外の体育施設の管理を行う場合について準用する。この場合において、第19条第2項の規定を除き「指定管理施設」とあるのは「指定管理施設以外の体育施設」と、「指定管理者」とあるのは「委員会」、<u>「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</u></p>

別表第 1 (第 5 条関係)

体育施設の開館時間

【別記2 参照】

別表第 2 (第 5 条関係)

体育施設の休館日

【別記3 参照】

別表第 3 ~ 別表第 7 略

別表第 1 (第 5 条関係)

体育施設の開館時間

【別記2 参照】

別表第 2 (第 5 条関係)

体育施設の休館日

【別記3 参照】

別表第 3 ~ 別表第 7 略

別表第 8 (第 1 6 条関係)

久留米市田主丸アリーナ使用料

【別記4 参照】

【別記1】

現行

名称	位置
久留米市荘島体育館～久留米市田主丸東部運動公園	略
久留米市田主丸ソフトボール場	久留米市田主丸町常盤1111番地1
久留米市田主丸武徳館～久留米市三瀧ゲートボール場	略

改正後

名称	位置
久留米市荘島体育館～久留米市田主丸東部運動公園	略
久留米市田主丸ソフトボール場	久留米市田主丸町常盤1111番地1
<u>久留米市田主丸アリーナ</u>	<u>久留米市田主丸町常盤1111番地1</u>
久留米市田主丸武徳館～久留米市三瀧ゲートボール場	略

【別記2】

現行

体育施設の名称	開館時間
久留米市荘島体育館～久留米市三瀧ゲートボール場	略

改正後

体育施設の名称	開館時間
久留米市荘島体育館～久留米市三瀧ゲートボール場	略
久留米市田主丸アリーナ	(1) 6月から9月までは、9時から22時まで (2) 10月から5月までは、9時から21時30分まで (3) 前2号の規定にかかわらず、日曜日については9時から17時まで

【別記3】

現行

体育施設の名称	休館日
久留米市野球場 久留米市武道場 久留米市弓道場	(1) 火曜日（その日が <u>国民の祝日</u> に当たる場合は、その翌日とする。） (2) 年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日）
久留米市田主丸ソフトボール場	(1) 年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日） (2) 照明設備については、5月から10月までの日曜日、月曜日及び <u>国民の祝日</u> は使用しないものとする。

改正後

体育施設の名称	休館日

久留米市野球場 久留米市武道場 久留米市弓道場	(1) 火曜日（その日が <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「法」という。）に規定する休日</u> に当たる場合は、その翌日とする。） (2) 年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日）
久留米市田主丸ソフトボール場	(1) 年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日） (2) 照明設備については、5月から10月までの日曜日、月曜日及び <u>法に規定する休日</u> は使用しないものとする。
久留米市田主丸アリーナ	(1) <u>第3日曜日</u> (2) <u>月曜日（第3日曜日の翌日を除く。）</u> (3) <u>法に規定する休日</u> (4) 年末年始（12月28日から12月31日までの日及び1月2日から1月4日までの日）

【別記4】

区分		9時から17時まで	17時から22時まで
1階	第1研修室	1時間につき 200円	1時間につき 300円
	第2研修室	1時間につき 200円	1時間につき 300円
	第3研修室	1時間につき 300円	1時間につき 410円
	第4研修室	1時間につき 200円	1時間につき 300円
	第5研修室	1時間につき 300円	1時間につき 410円
	第6研修室	1時間につき 200円	1時間につき 300円

	第1軽運動室	1時間につき 300円	1時間につき 410円
2階	体育室	1時間につき 510円	1時間につき 1,020円
	ステージ	1時間につき 510円	1時間につき 1,020円
3階	第2軽運動室	1時間につき 300円	1時間につき 410円

備考

1 使用時間が1時間に満たないときは1時間とみなす。

2 使用時間が1時間を超える場合において、使用時間に1時間未満の端数がある場合の使用料の額は、その端数が30分未満のときは、上記1時間当たりの使用料の額に2分の1を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算して得た額とし、その端数が30分以上1時間未満の場合は、上記1時間当たりの使用料の額を加算して得た額とする。

3 使用時間には、準備、使用後の整理及び原状回復に要する時間を含むものとする。

4 冷暖房を使用する場合は、上記の使用料の額に、当該使用料の額に2分の1を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算するものとする。

5 体育室及びステージの使用に当たり、9時から17時までの間において照明を使用した場合は、上記の使用料の額に510円を加算するものとする。

6 上記の金額は、消費税等額を含むものとする。

久留米市生涯学習センター条例及び久留米市体育施設条例の 一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

根拠法令の改正や近年の利用状況を踏まえ、勤労青少年ホームの用途を生涯学習センター及び体育施設に変更するため、久留米市生涯学習センター条例及び久留米市体育施設条例の一部を改正するもの。

なお、久留米市勤労青少年ホーム条例は廃止する。

〔現行〕

久留米市勤労青少年ホーム
久留米市田主丸勤労青少年ホーム



〔改正案〕

久留米市野中生涯学習センター（生涯学習施設）
久留米市田主丸アリーナ（体育施設）

2 改正の概要

(1) 久留米市生涯学習センター条例

久留米市野中生涯学習センターに関する規定を追加する。

○管理及び運営（第6条～第8条）

久留米市勤労青少年ホームの内容を基本的に継承する。

○利用料金（第15条～第18条、別表第4）

久留米市勤労青少年ホームの「勤労青少年以外の者」の利用料金を継承する。

○運営委員会（第24条）

久留米市野中生涯学習センター運営委員会を置く。

(2) 久留米市体育施設条例

久留米市田主丸アリーナに関する規定を追加する。

○開館時間及び休館日（別表第1及び別表第2）

久留米市田主丸勤労青少年ホームの内容を継承する。

○使用料（別表第8）

久留米市田主丸勤労青少年ホームの「勤労青少年でない場合」の使用料を継承する。

3 施行日

平成31年4月1日

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

抜粋

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成
する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

第 6 1 号議案

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例に係る意見の申
出について

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例に係る意見の申
出について

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり
市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年12月3日

久留米市長 大久保 勉

提案理由

久留米市柳瀬サッカーコートを廃止し、及び久留米市野球場のスコアボードの使用料を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例

久留米市体育施設条例（昭和41年久留米市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表久留米市柳瀬サッカーコート¹の項を削る。

第3条第1項中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第28号までを1号ずつ繰り上げる。

第12条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1体育施設の名称の欄中「久留米市柳瀬サッカーコート」を「久留米市北野ゲートボール場」に改める。

別表第2体育施設の名称の欄中「久留米市田主丸体育館」を「久留米市柳瀬サッカーコート」に改める。

別表第5附属施設の部スコアボードの項中「610円」を「990円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の別表第5の規定は、平成31年4月1日以後に久留米市野球場のスコアボードを使用しようとする者に係る使用料について適用する。

久留米市体育施設条例（昭和41年条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 久留米市田主丸体育館</p> <p><u>(16) 久留米市柳瀬サッカーコート</u></p> <p>(17) 久留米市北野グラウンド</p> <p>(18)～(28) (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 略</p> <p>(1) 久留米市山本運動広場</p> <p><u>(2) 久留米市柳瀬サッカーコート</u></p> <p>(3) 久留米市北野ゲートボール場</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 久留米市田主丸体育館</p> <p><u>(16) 久留米市北野グラウンド</u></p> <p><u>(17)～(27)</u> (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 略</p> <p>(1) 久留米市山本運動広場</p> <p><u>(2) 久留米市北野ゲートボール場</u></p> <p><u>(3)～(6)</u> (略)</p>

3 (略)

別表第 1 (第 5 条関係)

体育施設の開館時間

【別記2 参照】

別表第 2 (第 5 条関係)

体育施設の休館日

【別記3 参照】

別表第 5 (第 1 2 条関係)

久留米市野球場利用料金

【別記4 参照】

3 (略)

別表第 1 (第 5 条関係)

体育施設の開館時間

【別記2 参照】

別表第 2 (第 5 条関係)

体育施設の休館日

【別記3 参照】

別表第 5 (第 1 2 条関係)

久留米市野球場利用料金

【別記4 参照】

【別記1】

現行

名称	位置
久留米市荘島体育館～久留米市田主丸多目的グラウンド	略
久留米市田主丸体育館	久留米市田主丸町船越 1 9 3 番地 2
久留米市柳瀬サッカーコート	久留米市田主丸町八幡 3 2 9 番地 1
久留米市北野グラウンド	久留米市北野町今山 7 4 番地
久留米市北野テニスコート～久留米市三潁ゲートボール場	略

改正後

名称	位置
久留米市荘島体育館～久留米市田主丸多目的グラウンド	略
久留米市田主丸体育館	久留米市田主丸町船越 1 9 3 番地 2
久留米市北野グラウンド	久留米市北野町今山 7 4 番地
久留米市北野テニスコート～久留米市三潁ゲートボール場	略

【別記2】

現行

体育施設の名称	開館時間
久留米市柳瀬サッカーコート	1 1月から2月までは、7時から17時まで
久留米市北野ゲートボール場	3月から10月までは、6時から19時まで
久留米市北野筑後川グラウンド	
久留米市城島ゲートボール場	
久留米市三潴ゲートボール場	

改正後

体育施設の名称	開館時間
久留米市北野ゲートボール場	1 1月から2月までは、7時から17時まで
久留米市北野筑後川グラウンド	3月から10月までは、6時から19時まで
久留米市城島ゲートボール場	
久留米市三潴ゲートボール場	

【別記3】

現行

体育施設の名称	休館日
久留米市荘島体育館～久留米市田主丸多目的グラウンド 久留米市田主丸体育館 <u>久留米市柳瀬サッカーコート</u> 久留米市北野グラウンド 久留米市北野テニスコート～久留米市三瀧ゲートボール場	年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日）

改正後

体育施設の名称	休館日
久留米市荘島体育館～久留米市田主丸多目的グラウンド 久留米市田主丸体育館 久留米市北野グラウンド 久留米市北野テニスコート～久留米市三瀧ゲートボール場	年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日）

【別記4】

現行

区分		使用時間			
		9時から12時まで	12時から15時まで	15時から18時まで	18時から21時まで
入場料を徴収しない場合	児童・生徒の場合	1,020円	1,020円	1,020円	1,020円
	一般の場合	2,570円	2,570円	2,570円	2,570円
	職業野球の場合	1時間につき 10,280円 (以後1時間を単位として同額を加算)			
入場料を徴収する場合	児童・生徒の場合	最高入場料の25人分	最高入場料の25人分	最高入場料の25人分	最高入場料の25人分
	一般の場合	最高入場料の50人分	最高入場料の50人分	最高入場料の50人分	最高入場料の50人分
	職業野球の場合	最高入場料の200人分に108,000円を加算した額			
附属施設	会議室	1時間につき 410円 (以後1時間を単位として同額を加算)			
	放送設備	1日 1回につき 1,020円			
	スコアボード	30分につき <u>610円</u> (以後30分を単位として同額を加算)			
	照明設備	30分につき 3,240円 (以後30分を単位として同額を加算)			
	冷暖房設備	1時間につき 1室 100円 (以後1時間を単位として同額を加算)			
	温水シャワー設備	5分につき 1機 100円			

改正後

区分		使用時間	9時から12時まで	12時から15時まで	15時から18時まで	18時から21時まで
入場料を徴収しない場合	児童・生徒の場合		1,020円	1,020円	1,020円	1,020円
	一般の場合		2,570円	2,570円	2,570円	2,570円
	職業野球の場合	1時間につき 10,280円 (以後1時間を単位として同額を加算)				
入場料を徴収する場合	児童・生徒の場合		最高入場料の25人分	最高入場料の25人分	最高入場料の25人分	最高入場料の25人分
	一般の場合		最高入場料の50人分	最高入場料の50人分	最高入場料の50人分	最高入場料の50人分
	職業野球の場合	最高入場料の200人分に108,000円を加算した額				
附属施設	会議室	1時間につき 410円 (以後1時間を単位として同額を加算)				
	放送設備	1日 1回につき 1,020円				
	スコアボード	30分につき <u>990円</u> (以後30分を単位として同額を加算)				
	照明設備	30分につき 3,240円 (以後30分を単位として同額を加算)				
	冷暖房設備	1時間につき 1室 100円 (以後1時間を単位として同額を加算)				
	温水シャワー設備	5分につき 1機 100円				

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

過去の利用状況及び今後の利用見込み等を踏まえ、「久留米市柳瀬サッカーコート」の用途を廃止し、及び久留米市野球場のスコアボード等を改修することに伴い、使用料の見直しを行うため、久留米市体育施設条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

(1) 久留米市柳瀬サッカーコートの廃止

平成29年7月の豪雨により大量の土砂が流入し、復旧の目途が立っていなかった当該施設について、地元、利用団体、指定管理者等と過去の利用状況及び今後の利用見込み等を踏まえた協議を重ねた結果、当該施設を廃止する。

(2) 久留米市野球場スコアボード使用料の改正

スコアボードの改修により、LED表示面の面積が拡大すると共に、ひとつのスクリーン型となることにより自由なレイアウトが可能となる等、施設の機能向上・サービス向上が図られるため、受益者負担の観点から当該施設の使用料の見直しを行う。

区分	使用料（30分につき）
現状	610円
改修後	990円

3 施行日

(1) 久留米市柳瀬サッカーコートの廃止

平成31年1月1日

(2) 久留米市野球場スコアボード使用料の改正

平成31年4月1日

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

抜粋

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成
する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

第 6 2 号 議 案

久留米市教育集会所の指定管理者の指定に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日

教育長 大 津 秀 明

提 案 理 由

久留米市教育集会所の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市教育集会所の指定管理者の指定に係る意見の申
出について

久留米市教育集会所の管理を行わせる指定管理者を指定すること
について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市教育集会所の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成30年12月3日

久留米市長 大 久 保 勉

提案理由

久留米市教育集会所の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めるものである。

久留米市教育集会所の指定管理者の指定について

久留米市教育集会所の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- (1) 久留米市国分教育集会所
- (2) 久留米市草野教育集会所
- (3) 久留米市梅満教育集会所
- (4) 久留米市善導寺教育集会所
- (5) 久留米市西町教育集会所
- (6) 久留米市水分教育集会所
- (7) 久留米市牧教育集会所
- (8) 久留米市北野教育集会所

2 指定管理者に指定する者


久留米市教育集会所運営委員会連絡協議会

3 指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成
する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○地方自治法 抜粋

(昭和二十二年四月十七日)

(法律第六十七号)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該
普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第 6 3 号 議 案

交通事故による損害賠償の専決処分に関する議案に係る
意見の申出について

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日

教育長 大 津 秀 明

提 案 理 由

交通事故による損害賠償の専決処分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、市長から意見を求められたものである。

交通事故による損害賠償の専決処分に関する議案に係る意見の申出について

交通事故による損害賠償の専決処分について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

交通事故による損害賠償の専決処分について

上記の議案を提出する。

平成30年12月3日

久留米市長 大 久 保 勉

提案理由

公務遂行中に発生した交通事故により被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額の決定及び和解の必要が生じたが、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分したので報告し、承認を求めるものである。

交通事故による損害賠償の専決処分について

交通事故による損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

専決第16号

交通事故による損害賠償についての専決処分書

公務遂行中に発生した交通事故により被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成30年11月12日

久留米市長 大久保 勉

交通事故による損害賠償について

交通事故による損害賠償について、次のとおり処理する。

1 事故発生日時

平成29年6月13日

午前10時28分頃

2 事故発生場所

久留米市南一丁目8番1号西側路上（江戸屋敷南町D52号線）

3 当事者

甲 教育部教育センター

職員 内野 光博

乙

4 損害の状況

乙 人的損害 左とう骨遠位端骨折、右膝擦過傷

5 損害賠償の額

市は、乙に対し損害賠償金8,374,834円を支払う。その内容は、乙の損害額8,815,615円に甲の過失割合95パーセント（0.95）を乗じて得た額である。この場合において、乙の請求により自動車損害賠償責任保険等から乙又は医療機関等に対し既に支払われた金員があるときは、当該金員の支払を損害賠償金の内払とみなす。

内訳	治療費	235,574円
	通院費	13,020円
	後遺障害診断書料等	27,196円
	休業損害	1,258,057円
	傷害慰謝料	1,128,017円
	後遺障害逸失利益	3,253,751円
	後遺障害慰謝料	2,900,000円

小計	8, 815, 615円
乙の過失による差引額	440, 781円
合計	8, 374, 834円

6 損害賠償の方法

一時払

7 和解契約の締結

紛争を将来に残さないため、別紙のとおり和解契約を締結する。

和 解 書

甲 久留米市

久留米市長 大久保 勉

(運転者)

久留米市教育部教育センター

職員 内野 光博

乙



1 事故発生日時

平成29年6月13日

午前10時28分頃

2 事故発生場所

久留米市南一丁目8番1号西側路上(江戸屋敷南町D52号線)

3 車種及び登録番号

甲 軽貨物自動車(ダイハツ)

久留米480え993

乙 自転車

4 事故の状況

甲は、公務により車両を運行中、久留米市教育センターの敷地から同敷地西側に接する江戸屋敷南町D52号線に徐行しながら進入しようとしたところ、左右の確認が不十分であったため、甲車両の右側から直進してきた乙車両の左側方部に甲車両の右前部が衝突したものの。

5 損害の状況

乙 人的損害 左とう骨遠位端骨折、右膝擦過傷

上記事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、乙に対し損害賠償金8,374,834円を支払う。

その内容は、乙の損害額 8, 815, 615 円に甲の過失割合 95 パーセント (0.95) を乗じて得た額である。この場合において、乙の請求により自動車損害賠償責任保険等から乙又は医療機関等に対し既に支払われた金員があるときは、当該金員の支払を損害賠償金の内払とみなす。

内訳	治療費	235,574円
	通院費	13,020円
	後遺障害診断書料等	27,196円
	休業損害	1,258,057円
	傷害慰謝料	1,128,017円
	後遺障害逸失利益	3,253,751円
	後遺障害慰謝料	2,900,000円
	小計	8,815,615円
	乙の過失による差引額	440,781円
	合計	8,374,834円

- 2 甲は、前項に規定する損害賠償金を乙の指定する口座に送金して支払うものとする。
- 3 甲及び乙は、上記事故について、前2項の規定によってすべて解決し、甲乙間にほかに何らの債権債務のないことを確認する。

甲 久留米市
久留米市長 大久保 勉

乙

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○地方自治法 抜粋

(昭和二十二年四月十七日)

(法律第六十七号)

第一百七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第百六十二条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第二百五十二条の二十の二第四項の規定による第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

- ② 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。
- ③ 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。
- ④ 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。

第 6 4 号 議 案

久留米市社会教育委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

久留米市社会教育委員の任期満了に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市社会教育委員の委嘱について

社会教育法第15条第2項により、下記の者を久留米市社会教育委員に委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
学校教育関係者	樋口 恵子	久留米市小学校長会	平成30年12月1日から 平成32年11月30日まで
社会教育関係者	寺崎 眞	久留米市校区まちづくり 連絡協議会	
	大久保 康博	久留米市子ども会連合会	
	永松 千枝	久留米市女性の会 婦人会連絡協議会	
	高柳 美加	久留米市小中学校 PTA 連合協議会	
	佐藤 光義	久留米市体育協会	
学識経験者	石井 秀夫	久留米市議会議員	
	江村 理奈	久留米大学	
	椎山 克己	久留米信愛短期大学	

久留米市社会教育委員新旧対照表

区 分	旧名簿		新名簿 (H30.12.1～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
学校教育関係者	樋口 恵子 <small>ひぐち けいこ</small>	久留米市小学校長会	樋口 恵子 <small>ひぐち けいこ</small>	久留米市小学校長会
社会教育関係者	寺崎 真 <small>てらさき まこと</small>	久留米市校区まちづくり連絡協議会	寺崎 真 <small>てらさき まこと</small>	久留米市校区まちづくり連絡協議会
	田中 幹雄 <small>たなか みきお</small>	久留米市子ども会連合会	※大久保 康博 <small>おおくぼ やすひろ</small>	久留米市子ども会連合会
	池田 博子 <small>いけだ ひろこ</small>	久留米市女性の会婦人会連絡協議会	※永松 千枝 <small>ながまつ ちね</small>	久留米市女性の会婦人会連絡協議会
	高柳 美加 <small>たかやなぎ みか</small>	久留米市小中学校PTA 連合協議会	高柳 美加 <small>たかやなぎ みか</small>	久留米市小中学校PTA 連合協議会
	伊藤 正博 <small>いとう まさひろ</small>	久留米市体育協会	※佐藤 光義 <small>さとう みつよし</small>	久留米市体育協会
家庭教育関係者	稲益 英子 <small>いなます ひでこ</small>	久留米市民生委員児童委員協議会	◎稲益 英子 <small>いなます ひでこ</small>	久留米市民生委員児童委員協議会
学識経験者	石井 秀夫 <small>いしい ひでお</small>	久留米市議会議員	石井 秀夫 <small>いしい ひでお</small>	久留米市議会議員
	江村 理奈 <small>えむら りな</small>	久留米大学	江村 理奈 <small>えむら りな</small>	久留米大学
	椎山 克己 <small>しいやま かつみ</small>	久留米信愛短期大学	椎山 克己 <small>しいやま かつみ</small>	久留米信愛短期大学

※新任委員

◎久留米市民生委員児童委員協議会所属の委員については、任期が平成 29 年 2 月 1 日～平成 31 年 1 月 31 日。

○社会教育法（抜粋）

（昭和二十四年六月十日）

（法律第二百七号）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○久留米市社会教育委員条例（抜粋）

昭和 36 年 4 月 1 日

久留米市条例第 11 号

（目的及び設置）

第 1 条 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条の規定により、社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（定数）

第 2 条 委員の定数は、10 人以内とする。

（委員）

第 3 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 6 5 号 議 案

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱
について

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任期が平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日をもって満了するので、その後任の委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について

久留米市立小中学校通学区域審議会規則第4条の規定により、下記の者を久留米市立小中学校通学区域審議会委員に任命又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期	
知 識 経 験 者	<small>そうだ こういちろう</small> 早田 耕一郎	久留米市議会	平成30年 12月1日から	
〃	<small>あきなが みねこ</small> 秋永 峰子	〃		
〃	<small>おおた よしこ</small> 太田 佳子	〃		
〃	<small>たずみ かずや</small> 田住 和也	〃		
〃	<small>もりさき まさき</small> 森崎 巨樹	〃		
〃	<small>なわさき じゅんこ</small> 縄崎 順子	久留米男女共同参画推進 ネットワーク		
〃	<small>こが ひでみ</small> 古賀 秀心	久留米市校区まちづくり 連絡協議会		
市立小中学校の父母 教師会の役員	<small>やすい まさよし</small> 安井 正佳	久留米市立大橋小学校 父母教師会		平成32年 11月30日まで
〃	<small>ふちがみ あきこ</small> 淵上 アキ子	久留米市立櫛原中学校 父母教師会		
市立小中学校の校長	<small>ならはし えつこ</small> 檜橋 関子	久留米市立宮ノ陣小学校		
〃	<small>あなみ れいこ</small> 穴見 玲子	久留米市立船越小学校		
〃	<small>にしだ まさのり</small> 西田 正典	久留米市立諏訪中学校		
市立小中学校の教職員	<small>うしじま かずこ</small> 牛島 和子	久留米市立青陵中学校		
市 の 職 員	<small>いのうえ けんすけ</small> 井上 謙介	協働推進部		
〃	<small>はた みき</small> 秦 美樹	〃		

久留米市立小中学校通学区域審議会委員新旧対照表

○は新委員

区 分	旧 名 簿		新 名 簿	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
知識経験者	そうだ こういちろう 早田 耕一郎	久留米市議会	そうだ こういちろう 早田 耕一郎	久留米市議会
〃	あきなが みねこ 秋永 峰子	〃	あきなが みねこ 秋永 峰子	〃
〃	おおた よしこ 太田 佳子	〃	おおた よしこ 太田 佳子	〃
〃	たずみ かずや 田住 和也	〃	たずみ かずや 田住 和也	〃
〃	もりさき まさき 森崎 巨樹	〃	もりさき まさき 森崎 巨樹	〃
〃	まつうら しのぶ 松浦 忍	久留米男女共同参画 推進ネットワーク	○ なわさき じゅんこ 縄崎 順子	久留米男女共同参画 推進ネットワーク
〃	こ が ひでみ 古賀 秀心	久留米市校区まちづくり 連絡協議会	こ が ひでみ 古賀 秀心	久留米市校区まちづくり 連絡協議会
市立小中学校の 父母教師会の役員	やすい まさよし 安井 正佳	久留米市立大橋小学校 父母教師会	やすい まさよし 安井 正佳	久留米市立大橋小学校 父母教師会
〃	ふちがみ こ 淵上 アキ子	久留米市立櫛原中学校 父母教師会	ふちがみ こ 淵上 アキ子	久留米市立櫛原中学校 父母教師会
市立小中学校 の校長	ならはし えつこ 櫛橋 閔子	久留米市立宮ノ陣小学校	ならはし えつこ 櫛橋 閔子	久留米市立宮ノ陣小学校
〃	あなみ れいこ 穴見 玲子	久留米市立船越小学校	あなみ れいこ 穴見 玲子	久留米市立船越小学校
〃	にしだ まさのり 西田 正典	久留米市立諏訪中学校	にしだ まさのり 西田 正典	久留米市立諏訪中学校
市立小中学校 の教職員	うしじま かずこ 牛島 和子	久留米市立青陵中学校	うしじま かずこ 牛島 和子	久留米市立青陵中学校
市の職員	いのうえ けんすけ 井上 謙介	協働推進部	いのうえ けんすけ 井上 謙介	協働推進部
〃	はた みき 秦 美樹	〃	はた みき 秦 美樹	〃

15人/委員数

15人/委員数

[委員任期]

平成30年12月1日から平成32年11月30日（2年間）

○久留米市立小中学校通学区域審議会規則

昭和 40 年 10 月 21 日

久留米市教育委員会規則第 6 号

~~~~~

### (組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもつて組織する。

2 前項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を任命し、又は委嘱することができる。この場合において、その数は特定の事項別に 2 人以内とする。

(平 8 教規則 5・一部改正)

### (委員)

第 4 条 審議会の委員は、次に掲げるものについて教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 市立小中学校の父母教師会の役員
- (3) 市立小中学校の校長
- (4) 市立小中学校の教職員
- (5) 市の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認めるもの

(平 8 教規則 5・平 9 教規則 4・平 25 教規則 19・一部改正)

### (委員の任期)

第 5 条 前条第 1 項の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第 3 条第 2 項の臨時委員の任期は、2 年を超えない範囲内で当該特定の事項を調査審議するため教育委員会が必要と認めた期間とする。ただし、当該規定の事項に関する調査審議が終了しない場合には、同様の取扱いにより再任または委嘱の更新を行うことができるものとする。

4 前項の任期にかかわらず、当該特定の事項の調査審議が終了した場合には、臨時委員はその任を解かれたものとみなす。

(平 8 教規則 5・一部改正)

第 6 6 号 議 案

平成 3 1 年度久留米市立小・中・特別支援学校教職員人事  
異動方針について

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6  
2 号）第 2 1 条第 3 号の規定に基づき、平成 3 1 年度久留米市立小・  
中・特別支援学校教職員人事異動方針を定めようとするものである。

平成31年度

# 人事異動方針

—久留米市立小・中・特別支援学校教職員—

久留米市教育委員会

# 人事異動方針

## －久留米市立小・中・特別支援学校－

久留米市立小・中・特別支援学校教職員の人事異動については、県費負担教職員に関する県の異動方針等を踏まえ、長期的な展望に立った計画的人事によって、学校組織の適正化と清新明朗な気風づくりを促進し、本市教育の充実発展を図ることを目的として、次の方針によって人事異動の内申を行う。

- 1 変化の激しい時代の中で学校の活性化や特色ある学校づくりなどの教育改革を促進し、子どもに「ふるさと久留米を愛し、ともに社会を生き抜く力」（まなぶ力、つながる力、やりぬく力）を育成するために、適材・適所に配置することとする。
- 2 教科、性別、年齢などを考慮し、教職員の年齢構成、男女比等の適正化に努め、中学校においては教科運営の適正化を図る。
- 3 特別支援教育の充実のための人材の育成と学校の実情に応じた専門性のある教員の配置に努める。
- 4 学校教育の活性化を図るため、県教育委員会と連携しながら教育事務所管内における市郡間交流、教育事務所間交流、県・市立学校等との人事交流を行う。
- 5 学力の保障と向上、人権・同和教育、生徒指導等の推進を図るため、要員の確保と人事配置の適正化に努める。
- 6 管理職の内申に当たっては業績評価の結果を活用し、全市的かつ長期的視野に立って、人格高潔で有能な人材の確保に努める。その際、若い人材及び女性の積極的な登用を図る。
- 7 管理職並びに主幹教諭、指導教諭の降任については、本人の希望を尊重する。
- 8 新規採用教員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。
- 9 再任用制度により任用された教職員については、県教育委員会と十分な連携を行い、その経歴や能力を発揮できるような配置に努める。

# 平成31年度人事異動取扱要綱

## －久留米市立小・中・特別支援学校－

### 1 人事異動対象者の条件

久留米市立小・中・特別支援学校の県費負担教職員の人事異動対象者は、平成31年度の県人事異動方針及び市人事異動方針に基づき、学校組織の適正化と清新明朗な気風づくりを促進し、本市教育の充実発展を図ることができるよう下記の内容とする。

- (1) 同一校6年以上の勤続者は、異動対象者として取り扱う。
- (2) 管内他市町村間交流による転入者で3年以上勤務した者は、原則として、管内他市町村への異動対象者とする。
- (3) 同一校10年以上の勤続者は、原則として異動を行う。ただし、通勤時間又は本人の健康状態については過度の負担にならないよう配慮する。
- (4) 積極異動の希望者に対しては、本人の意向を尊重し異動を行う。ただし、校長の意向と協議のもと最終的な判断をして取り扱う。

### 2 人事異動地区における学校選択の方法について

#### (1) 希望異動先の学校選択方法

北筑後教育事務所との協議を経て、人事異動地区（小学校3地区、中学校3地区、久留米特別支援学校1地区）を東部、中部、南部地区の3地区として設定した。人事異動地区から、下記の方法に基づき異動先の希望校を4校選択すること。

#### ① 教諭の選択方法（主幹教諭、指導教諭を含む）

| 学校種       | 学校選択の方法                                                                        |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 小学校       | ① 4校を選択すること。<br>② 3地区から各1校以上選択すること。<br>③ 久留米特別支援学校を選択する場合は、他3校を3地区から各1校選択すること。 |
| 中学校       | ① 4校を選択すること。<br>② 3地区から各1校以上選択すること。<br>③ 久留米特別支援学校を選択する場合は、他3校を3地区から各1校選択すること。 |
| 久留米特別支援学校 | ① 希望する学校種の選択方法に準じて選択記入すること。                                                    |

#### ② 養護教諭、学校事務職員、栄養教諭及び学校栄養職員の選択方法

人事異動地区（東部、中部、南部の3地区及び久留米特別支援学校）のうち、2以上の地区から「4校」を選択し、記入すること。

(2) 人事異動地区

① 全小学校・・・3地区「東部・中部・南部」とする。

|               |                                                                    |
|---------------|--------------------------------------------------------------------|
| 東部地区<br>(16校) | 船越小、水縄小、田主丸小、水分小、竹野小、川会小、柴刈小、弓削小、北野小、大城小、金島小、大橋小、草野小、宮ノ陣小、山本小、善導寺小 |
| 中部地区<br>(15校) | 西国分小、篠山小、京町小、長門石小、日吉小、金丸小、上津小、南薫小、合川小、小森野小、東国分小、青峰小、高良内小、御井小、山川小   |
| 南部地区<br>(15校) | 荘島小、鳥飼小、南小、大善寺小、安武小、荒木小、津福小、城島小、下田小、江上小、青木小、浮島小、西牟田小、犬塚小、三瀨小       |

② 全中学校・・・3地区「東部・中部・南部」とする。

|              |                              |
|--------------|------------------------------|
| 東部地区<br>(4校) | 田主丸中、北野中、屏水中、宮ノ陣中            |
| 中部地区<br>(7校) | 城南中、櫛原中、諏訪中、明星中、青陵中、良山中、高牟礼中 |
| 南部地区<br>(6校) | 江南中、牟田山中、三瀨中、城島中、荒木中、筑邦西中    |

③ 久留米特別支援学校 「単独1地区」とする。

※ 3地区間の異動については、北筑後教育事務所管内市町村間交流の異動をしたものとみなす。

※ 児童生徒支援教員が加配されている学校、久留米特別支援学校で勤務経験がない職員は、本人の異動希望にかかわらず、当該学校へ異動する場合がある。

(3) 北筑後教育事務所管内他市町村の異動希望については、異動希望が有の場合は、1市町村以上を選択し、記入すること。そして、特に、希望する学校があれば、学校名を記入すること。記入がない場合は一任とみなす。

人事異動取扱要綱新旧対照表

| 旧                                                                                                                     | 新                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2－(3)<br/>北筑後教育事務所管内他市町村の異動希望については、異動希望の有無にかかわらず1市町村以上を選択し、記入すること。そして、特に、希望する学校があれば、学校名を記入すること。記入がない場合は一任とみなす。</p> | <p>2－(3)<br/>北筑後教育事務所管内他市町村の異動希望については、異動希望が有の場合は、1市町村以上を選択し、記入すること。そして、特に、希望する学校があれば、学校名を記入すること。記入がない場合は一任とみなす。</p> |

〈変更の理由〉

- ① 北筑後教育事務所の異動方針の5－(1)に、人事交流の考え方として、従来から「久留米市については、異動範囲が広範であり、市内異動においても市町村間異動と同等の効果を期待できることから、別紙のブロック間による異動も市町村間異動とみなす。」と規定されている。東部、中部、南部間の人事異動地区間の異動が、他市町村の異動と同等とみなされるため、本来の他市町村への異動希望がない場合、記入の必要はない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。

二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。

**三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。**

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

（五～十九 省略）

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

**四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。**

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

（3～4 省略）

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（抜粋）

（委任）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育の基本方針を定めること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び移管を決定すること。
- (3) 重要な教育財産の取得及び処分に係る計画を決定すること。
- (4) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、転補等を行うこと。
- (5) 県費負担教職員の定期異動並びに市立小中特別支援学校の校長及び教頭の任免、転補等の人事の内申並びに市立小中特別支援学校の主任等の任免を行うこと。

（次号以下 略）

（臨時代理）

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

- 2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

(平成29年10月26日改正)

## 事務局等職員等及び教職員の人事異動方針

事務局等職員等及び教職員（以下「職員」という。）の人事異動については、教育行政の適正かつ能率的な運営、学校の活性化や特色ある学校づくりなどの教育改革を推進し本県教育の充実発展を図るため、次の方針に基づいて行う。

- 1 適材適所を旨とし、職員構成の適正化と充実を図る。
- 2 新陳代謝の促進を図り、清新の気風を醸成する。
- 3 広域人事を推進するとともに、人事交流を積極的に行う。
- 4 長期的展望の下に、人材の適正な配置に努める。
- 5 昇任については、学歴偏重、年功序列を排し、実力主義を旨とし、職員の士気の高揚を図る。その際、若い人材や女性の登用を積極的に行う。  
なお、管理職員については、人格高潔で有能な人材を任用する。
- 6 新規採用職員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。

(平成30年10月26日改正)

## 県費負担教職員の人事異動取扱方針

福岡県市町村立小・中・義務教育学校及び特別支援学校の教職員の人事異動については、市町村教育委員会との協働関係を維持しつつ、人事異動方針に基づき、この人事異動取扱方針により行うものとする。

- 1 適材適所を旨とし、職員構成の適正化と充実を図る。
  - (1) 校長・副校長・教頭の異動については、業績評価の結果を活用し、学校・地域の実態を踏まえて、適材を適所に配置する。
  - (2) 教員等の異動については、次のように取り扱い、適材を適所に配置する。
    - ア 年齢構成・男女比の適正化に努める。
    - イ 中学校においては、教科運営の適正化を図る。
    - ウ 特別支援学校には、特に人材の確保に努める。
    - エ 定員に対する過不足及び教科欠の解消を図るように努める。
    - オ 学校事務の共同実施を踏まえた職員配置に努める。
- 2 新陳代謝の促進を図り、清新の気風を醸成する。
  - (1) 校長・副校長・教頭の異動については、同一校勤務年数の適正化を図る。
  - (2) 教員等の異動については、同一市郡・同一校永年勤続者の計画的異動を図る。
- 3 広域人事を推進するとともに、人事交流を積極的に行う。
  - (1) 学校教育の活性化を図るため、教育事務所管内における市郡間交流の推進に努めるとともに、教育事務所間交流も図ることとする。この場合、教職員の通勤時間を配慮するものとする。
  - (2) 小・中学校等の異種学校間及び県立学校（高等学校、特別支援学校、中高一貫教育校）との人事交流（研修によるものを含む。）を推進する。
  - (3) 教育事務所間及び県立学校との交流は、本庁において取りまとめ、その指示するところにより異動を行うものとする。
  - (4) 教職員の過員の解消については、教育事務所間の相互交流にとどまらず、本庁において全県的な計画をもって是正を図るものとする。
- 4 長期的展望の下に、人材の適正な配置に努める。
  - (1) 特色ある学校づくりを推進するため、適切な人材の配置を行う。
  - (2) 教育上特別の配慮を必要とする学校については、実情を考慮し人事異動を行う。
  - (3) 相当年限へき地学校に勤務した者については、転任に当たりその希望を考慮する。
- 5 昇任については、学歴偏重、年功序列を排し、実力主義を旨とし、職員の士気の高揚を図る。その際、若い人材や女性の登用を積極的に行う。

なお、管理職員については、人格高潔で有能な人材を任用する。

  - (1) 管理職については、教育の実績を上げた者のうち、人格高潔であって、教育的識見に長じ、学校経営に対する積極的な姿勢と十分な力量のある者を任用する。

- (2) 新しい時代の学校にふさわしい特色ある学校づくりを推進する観点から、小・中間、中・高間等の異種学校間の管理職の交流人事を促進する。
- (3) 管理職の任用に当たって県教育委員会は教育事務所を経て市町村教育委員会と協議することとし、特に次のことに留意する。
  - ア 若い有能な校長・副校長・教頭の任用を図りながら、管理職の適正な年齢構成にも配慮する。
  - イ 女性の校長・副校長・教頭の任用を図る。
- (4) 管理職の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。
- (5) 主幹教諭・指導教諭については、配置による学校の活性化、校務の効率化を図る観点から、適切な人材の任用を図る。
- (6) 女性の主幹教諭・指導教諭の任用を図る。
- (7) 主幹教諭・指導教諭の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。

6 新規採用職員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。

- (1) 教員については、教員採用候補者名簿に登載された者のうちから採用する。
  - ただし、次の場合は、候補者名簿に登載されていない者についても別途選考し、採用することがある。
    - ア 他府県の国立大学法人及び公立学校との交流の場合
    - イ 県内の国立大学法人及び公立学校又は現に県教育委員会事務局・市町村教育委員会事務局・県教育センター等に勤務している職員（教員経験者に限る。）を採用する場合
    - ウ 栄養教諭を特別選考試験により採用する場合
- (2) 事務職員については、「福岡県職員採用試験合格者名簿」に登載された者のうちから採用する。

7 再任用職員

教職員の再任用(更新を含む。)については、再任用制度により運用する。配置に当たっては、市町村教育委員会の意見を十分聴くものとする。

\* 市町村教育委員会の内申手続について

人事異動に当たっては、市町村教育委員会の内申をまっで行う。(同一市町村内の転任については、内申に基づき行う。)

- (1) 一般教職員の人事については、あらかじめ教育事務所長と協議し、内申を教育事務所長に提出するものとする。
- (2) 校長・副校長・教頭の人事については、あらかじめ教育事務所長と協議し、内申を教育事務所長を経由し教職員課長に提出するものとする。
- (3) 校長の意見の申し出がなされた場合は、あらかじめ教育事務所長と協議し、内申を教育事務所長を経由し教職員課長に提出するものとする。
- (4) 市町村合併が行われる地域の人事については、内申日に存する市町村教育委員会において内申するものとする。

(平成29年11月14日改正)

## 県費負担教職員の市町村間交流人事異動方針

福岡県教育庁北筑後教育事務所

教育事務所及び管内各市町村教育委員会の連携・協力の下、長期的な視点に立った市町村間交流を推進し、もって北筑後管内全体の学校教育の活性化を図ることを目的としてこの方針を定めるものである。

管内各市町村教育委員会においては、この方針の趣旨を尊重し、市町村間交流の推進に努めるものとする。

### 1 交流の目的

- (1) 管内市町村の教育水準の維持・向上及び教育の活性化
- (2) 教職員の意欲及び資質の向上
- (3) 学級減に伴う過員の解消及び定数欠、教科欠のアンバランスの解消
- (4) 時代の変化に伴う指導方法の改善に対応する管内指導体制の確立

### 2 交流の考え方

#### (1) 一般教職員

- ア 各市町村の課題により意図的、計画的な交流を行う。
- イ 市町村別の課題に応じた主任級等の交流人事を促進する。
- ウ 採用後、2以上の市町村での勤務の経験がない者については、2以上の市町村での勤務を経験するものとする。

#### (2) 管理職員

- ア 管理職員については、原則として、在任期間中、2以上の市町村での勤務を経験するものとする。
- イ 教頭昇任時は、可能な限り、他市町村へ配置する。

### 3 交流の期間

管内市町村間交流の期間は、原則として3年とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

### 4 交流者の決定

- (1) 各市町村教育委員会は、毎年度、他市町村未経験者リストを作成する。
- (2) 教育事務所は、各市町村教育委員会と協議の上、各市町村の課題に基づく要望や他市町村異動希望者の状況を勘案しながら交流者を決定する。

### 5 その他

- (1) 久留米市については、異動範囲が広範であり、市内異動においても市町村間異動と同等の効果を期待できることから、別紙のブロック間による異動も市町村間異動とみなす。
- (2) 本方針については、毎年度の人事異動に関する動向や各市町村教育委員会の意見を踏まえ、適宜見直すこととする。

平成 3 1 年度 教職員異動調書 (個人票)

|                                           |                     |            |         |         |                                 |                    |                  |                  |              |              |     |     |     |     |
|-------------------------------------------|---------------------|------------|---------|---------|---------------------------------|--------------------|------------------|------------------|--------------|--------------|-----|-----|-----|-----|
| 学 校 名                                     | 職 名                 | 氏 名 (フリガナ) |         |         | 性 別                             | 年 齢 (生年月日)         |                  |                  |              |              |     |     |     |     |
| 立<br>学校                                   |                     | ( )        |         |         | 男<br>印 女                        | 歳<br>(昭和・平成 年 月 日) |                  |                  |              |              |     |     |     |     |
| 現 住 所                                     | 小学校区 ( )            |            |         |         | 現 在 の<br>通 勤 方 法                | 分<br>km            |                  |                  |              |              |     |     |     |     |
| 免 許 状                                     | 種 別                 | 教 科        | 担 当 学 年 | 特 技     | 現 任 校 の<br>勤 務 年 数              | 勤 続<br>年 数         | 妊 娠<br>の<br>有 無  | 有 (出産 月頃)        |              |              |     |     |     |     |
|                                           |                     |            | 年 組     |         | 年                               | 年                  |                  | 育 休 希 望<br>の 有 無 |              | 有            |     |     |     |     |
|                                           |                     |            |         | 担 当 教 科 | 年                               | 月                  | 月                |                  |              |              |     |     |     |     |
| 司書教諭資格の有無                                 | 有 無                 |            |         |         |                                 |                    |                  |                  |              |              |     |     |     |     |
| 北筑後管内<br>に勤務する<br>配偶者及び<br>三親等内の<br>教職員氏名 | 続 柄                 | 氏 名        | 市町村名    | 学 校 名   | 転出希望提出状況 (県立学校)                 |                    |                  |                  |              |              |     |     |     |     |
|                                           |                     |            |         |         | 校 種                             | 中学校・中等教育学校・高等学校    |                  |                  | 地 区          |              |     |     |     |     |
|                                           |                     |            |         |         |                                 | 特別支援学校 ( 幼・小・中 )   |                  |                  |              |              |     |     |     |     |
|                                           |                     |            |         |         | 他県等教員採用<br>候補者名簿登載              |                    |                  | 都道府県             |              |              |     |     |     |     |
| 異 動 希 望                                   | 現 任 校 所 在 の 市 町 村 内 |            |         |         | 管 内 他 市 町 村<br>※ ( ) は久留米市のブロック |                    |                  |                  |              |              |     |     |     |     |
|                                           | 有                   | 1          | 2       | 3       | 4                               | 有                  | 1                | 2                | 3            | 4            |     |     |     |     |
|                                           | 無<br>(やむを得ず)        | 学 校        | 学 校     | 学 校     | 学 校                             | 無<br>(やむを得ず)       | 市・町・村<br>( )     | 市・町・村<br>( )     | 市・町・村<br>( ) | 市・町・村<br>( ) |     |     |     |     |
|                                           | 理 由 (他市町村含む)        |            |         |         | (注)                             | ①                  | ②                | ③                | ①            | ②            | ③   | ①   | ②   | ③   |
|                                           |                     |            |         |         | 他市町村を<br>2つ以上記<br>入すること         |                    |                  |                  |              |              |     |     |     |     |
|                                           |                     |            |         |         | 久留米市へ<br>はブロック<br>別に記入す<br>ること  | 学 校                | 学 校              | 学 校              | 学 校          | 学 校          | 学 校 | 学 校 | 学 校 | 学 校 |
| 管外転<br>出希望<br>の有無                         | 市郡名 (事務所管外)         |            |         |         | 小・中                             | 中・高                | 特別支援学校           | 長期派遣             | 再任用          |              |     |     |     |     |
|                                           | 有                   | 第 1 希 望    | 第 2 希 望 | 第 3 希 望 | 交 流 希 望<br>の 有 無                | 交 流 希 望<br>の 有 無   | 交 流 希 望<br>の 有 無 | 研 修 希 望<br>の 有 無 | 希 望 の<br>有 無 |              |     |     |     |     |
|                                           |                     | 市 郡        | 市 郡     | 市 郡     |                                 |                    |                  |                  |              |              |     |     |     |     |
| 無                                         |                     |            |         |         | 有                               | 有                  | 有                | 有                | 有            |              |     |     |     |     |
| 降任希望の有無                                   |                     | 有 ( )      |         |         | 無                               |                    |                  |                  |              |              |     |     |     |     |

職 歴

|                                   |       |     |           |          |  |      |
|-----------------------------------|-------|-----|-----------|----------|--|------|
|                                   | 勤 務 先 | 職 名 | 期 間       |          |  | 年 数  |
| 1                                 |       |     | 昭 和 ・ 平 成 | 年 月 日 から |  |      |
|                                   |       |     | 昭 和 ・ 平 成 | 年 月 日 まで |  |      |
| 2                                 |       |     | 昭 和 ・ 平 成 | 年 月 日 から |  |      |
|                                   |       |     | 昭 和 ・ 平 成 | 年 月 日 まで |  |      |
| 3                                 |       |     | 昭 和 ・ 平 成 | 年 月 日 から |  |      |
|                                   |       |     | 昭 和 ・ 平 成 | 年 月 日 まで |  |      |
| 4                                 |       |     | 昭 和 ・ 平 成 | 年 月 日 から |  |      |
|                                   |       |     | 昭 和 ・ 平 成 | 年 月 日 まで |  |      |
| 5                                 |       |     | 昭 和 ・ 平 成 | 年 月 日 から |  |      |
|                                   |       |     | 昭 和 ・ 平 成 | 年 月 日 まで |  |      |
| 上記以<br>外の他<br>市町村<br>勤務歴          |       |     | 昭 和 ・ 平 成 | 年 月 日 から |  |      |
|                                   |       |     | 昭 和 ・ 平 成 | 年 月 日 まで |  |      |
| 上記以<br>外の<br>へき地<br>勤務歴           |       |     | 昭 和 ・ 平 成 | 年 月 日 から |  |      |
|                                   |       |     | 昭 和 ・ 平 成 | 年 月 日 まで |  |      |
| 異動・勤務等<br>について<br>特に配慮して<br>欲しいこと |       |     |           |          |  |      |
|                                   |       |     |           |          |  | 整理番号 |

第 6 7 号議案

平成 3 1 年度久留米市立高等学校教職員人事異動方針について

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 1 条第 3 号の規定に基づき、平成 3 1 年度久留米市立高等学校教職員人事異動方針を定めようとするものである。

平成 3 1 年度

人 事 異 動 方 針

— 久留米市立高等学校教職員 —

久留米市教育委員会

## 平成 3 1 年度人事異動方針

### －久留米市立高等学校教職員－

久留米市立高等学校教職員の人事異動については、生徒数の減少や変化の激しい時代の中で、歴史と伝統に培われた両校の優れた教育活動をさらに充実、発展させ、生徒の希望する進路の実現を図るとともに、市立高校としての存在感あふれる特色ある学校づくりを推進するため、次の方針によって行う。

- 1 適材適所を旨とし、職員構成の適正化と充実を図る。
- 2 学校の活性化や特色ある学校づくりに対応するため、長期的展望の下に人材の適正な配置に努める。
- 3 教職員の能力開発と意識改革を図るため、県立学校との人事交流を積極的に推進する。
- 4 管理職の任用に当たっては、長期的視野に立って、人格高潔で有能な人材の確保に努める。その際、年齢、性別にとらわれず、管理職として学校の活性化に能力を発揮できる人材の登用を積極的に図る。
- 5 新規採用教職員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。

# 平成31年度人事異動取扱要綱

## － 久留米市立高等学校教職員 －

久留米市立高等学校教職員の人事異動方針に基づき、人事異動取扱要綱を次のように定める。

### 1 異動等について

#### (1) 教職員の意欲と能力の活用

- ア 教職員の年齢構成の適正化や教科運営の効率化等を考慮した適材適所の配置を進める。
- イ 教職員の意欲に応え、その能力を活用できる組織環境の充実を図る。
- ウ 教職員の資質、能力の向上及び業務の継続性、発展性等を考慮して計画的かつ適切に対応する。

#### (2) 人事異動対象者の条件

同一校10年以上の勤続者は、原則として異動対象者として取り扱う。  
なお、同一校の勤務が10年未満であっても、人事異動の対象となることがある。

#### (3) 地方自治法による三井中央高等学校への派遣

三井中央高等学校の学校運営が円滑に行えるよう、地方自治法第252条の17の規定に基づき、校務分掌や教科等を考慮したうえで必要とする人材を派遣する。

#### (4) 教職員の能力開発と意識改革の推進

- ア 市立高校間の人事異動及び県立高校との長期派遣研修の充実を図り、職務経験機会の拡大に努める。
- イ 同一校における長期勤続者の人事異動等の促進に努めるとともに、積極的異動希望者の発掘とその異動等の実現を図る。

### 2 昇任・降任及び採用について

#### (1) 校長・教頭の任用について

- ア 管理職は人格高潔であって、教育的識見に長じ、統率力、先見性に優れ、学校の管理・運営に対する積極的な熱意と十分な力量がある者について選考する。その際、年齢、性別にとらわれず、管理職として学校の活性化に能力を発揮できる人材の登用を積極的に図る。
- イ 管理職の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。

(2) 主幹教諭・指導教諭の任用について

- ア 配置による学校の活性化、校務の効率化を図る観点から、年齢、性別にとらわれず、適切な人材の任用を図る。
- イ 主幹教諭の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。

(3) 新規採用教職員の任用について

教職員は、学校の活性化、特色化の課題に対応し得るように、教職員構成等を考慮し、原則として、平成31年度久留米市立高等学校教員採用候補者名簿に登載された者から採用する。配置に当たっては、その育成に配慮する。

(4) 再任用職員の任用について

教職員の再任用（更新を含む。）については、選考によるものとし、校長からの意見を聴き教育委員会で決定する。なお、配置に当たっては、必ずしも退職時勤務校に任用されるとは限らない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。

二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。

**三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。**

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

（五～十九 省略）

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

**四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。**

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

（3～4 省略）

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（抜粋）

（委任）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育の基本方針を定めること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び移管を決定すること。
- (3) 重要な教育財産の取得及び処分に係る計画を決定すること。
- (4) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、転補等を行うこと。
- (5) 県費負担教職員の定期異動並びに市立小中特別支援学校の校長及び教頭の任免、転補等の人事の内申並びに市立小中特別支援学校の主任等の任免を行うこと。

（次号以下 略）

（臨時代理）

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

- 2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

## 第 6 8 号議案

平成 3 1 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者  
選考要項及び平成 3 1 年度久留米市立久留米特別支援学校  
高等部訪問教育入学者選考要項について

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日

教育長 大 津 秀 明

### 提案理由

平成 3 1 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考要  
項及び平成 3 1 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部訪問教育  
入学者選考要項を定めようとするものである。

# 平成31年度 久留米市立久留米特別支援学校 高等部 入学者 選考 要 項

## 第1 基本方針

- 1 久留米特別支援学校高等部入学者の選考は、入学を希望する者について、その障害の種類や程度及び個人の資質や能力を公正に判定することを基本として行うものとする。
- 2 久留米特別支援学校高等部入学者の選考は、志願者の在学又は卒業した学校の校長（以下「出身学校長」という。）から提出される調査書、学力検査、身体機能検査、健康診断、面接等により行うものとする。

## 第2 入学志願手続

### 1 志願資格

障害が学校教育法施行令第22条の3に示す知的障害を有する程度に該当する者で、久留米市に在住し、かつ、次の事項に該当する者

- (1) 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は平成31年3月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成31年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第95条に基づき、(1)と同等以上の学力があると認められた者

### 2 募集学科及び定員

募集学科及び定員は、次のとおりとする。

| 学 科 | 募集定員 |
|-----|------|
| 普通科 | 54人  |

### 3 志願書類

#### (1) 入学願書

入学志願者は、入学願書（久留米市立久留米特別支援学校学則第3号様式）に必要事項を記入し、出身学校長を経由の上、久留米特別支援学校長へ提出すること。

#### (2) 調査書

出身学校長は、志願者の調査書（久留米特別支援学校で定める様式）を作成し、久留米特別支援学校長へ提出するものとする。この場合、出身学校長は自らを委員長とする「調査書作成委員会」を設け、生徒指導要録に準拠して厳正に作成すること。

#### (3) 療育手帳または知的障害があることを証明する専門医の診断書等

#### (4) その他、久留米特別支援学校長が必要とする書類

### 4 入学選考料

入学選考料は無料とする。

- 5 志願書類提出期間  
平成31年1月28日(月)から平成31年2月4日(月)までとする。  
受付時間は、午前9時から午後4時(受付締切日は正午)までとする。  
(ただし、土曜・日曜・祝日は受け付けない。)
- 6 志願書類の受付  
久留米特別支援学校長は、提出された志願書類を精査確認の上、受け付けること。  
なお、受検票には、受検番号を記入し、公印を押印して交付するものとする。

### 第3 入学者選考

- 1 選考の方法
  - (1) 選考にあたっては、久留米特別支援学校長を責任者とする「入学者選考委員会」を組織するものとする。
  - (2) 入学者選考委員会は、選考の方法及び基準を作成するものとする。
  - (3) 選考は、調査書及び諸検査等の資料を精査の上、総合的な判定により合否を決定するものとする。
- 2 検査内容  
学力検査、身体機能検査、健康診断、面接、その他必要な検査等については、久留米特別支援学校長が定めるものとする。
- 3 検査期日・日程
  - (1) 検査期日は、平成31年2月15日(金)とする。
  - (2) 日程は、久留米特別支援学校長が定めるものとする。
- 4 検査場等
  - (1) 検査は、久留米特別支援学校において行うものとする。
  - (2) 採点、評価等は、久留米特別支援学校において行うものとする。
- 5 検査場責任者  
久留米特別支援学校長を検査場責任者とする。

### 第4 合格者発表

- 1 合格者発表の期日は、平成31年3月11日(月)午前9時とする。
- 2 合格者発表は、久留米特別支援学校で行うものとする。

### 第5 募集要項

久留米特別支援学校長は、この要項に基づき募集要項を作成するものとする。

### 第6 二次募集

合格者発表時に、合格者の人数が募集定員に満たない場合は、原則として二次募集を行うものとする。

- 1 募集期間は3月12日(火)～3月14日(木)正午までとする。
- 2 検査日は3月22日(金)とする。
- 3 合格者発表は3月25日(月)午前9時とする。

# 平成31年度 久留米市立久留米特別支援学校 高等部訪問教育入学者選考要項

## 第1 基本方針

- 1 久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者の選考は、入学を希望する者について、訪問教育の必要性や障害の種類や程度及び個人の資質や能力を公正に判定することを基本として行うものとする。
- 2 久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者の選考は、志願者の在学する、又は卒業した学校の校長（以下「出身学校長」という。）から提出される調査書、学力検査、身体機能検査、健康診断、面接等により行うものとする。

## 第2 入学志願手続

### 1 志願資格

障害が学校教育法施行令第22条の3に示す知的障害を有する程度に該当する者で、原則として保護者とともに久留米市に在住し、かつ、次の事項に該当する者

- (1) 特別支援学校中学部3年で訪問教育を受けていた者で、平成31年3月卒業見込みの者
- (2) 原則として特別支援学校中学部を平成31年3月卒業見込みの者で、障害の重度・重複化により通学して高等部教育を受けることが困難な者
- (3) その他、久留米特別支援学校長が定める資格・要件に基づき、久留米特別支援学校高等部訪問教育が適当と認められた者

### 2 募集学科及び定員

募集学科及び定員は、次のとおりとする。

| 学 科 | 募集定員 |
|-----|------|
| 普通科 | 6人   |

### 3 志願書類

#### (1) 入学願書

入学志願者は、入学願書（久留米市立久留米特別支援学校学則第3号様式）に必要な事項を記入し、出身学校長を経由の上、久留米特別支援学校長へ提出すること。

#### (2) 調査書

出身学校長は、志願者の調査書（久留米特別支援学校で定める様式）を作成し、久留米特別支援学校長へ提出するものとする。この場合、出身学校長は自らを委員長とする「調査書作成委員会」を設け、生徒指導要録に準拠して厳正に作成すること。

#### (3) 療育手帳または知的障害があることを証明する専門医の診断書等

#### (4) その他久留米特別支援学校長が必要とする書類

- 4 入学選考料  
入学選考料は無料とする。
- 5 志願書類提出期間  
平成31年1月28日(月)から平成31年2月4日(月)までとする。  
受付時間は、午前9時から午後4時(受付締切日は正午)までとする。  
(ただし、土曜・日曜・祝日は受け付けない。)
- 6 志願書類等の受付  
久留米特別支援学校長は、提出された志願書類を精査確認の上、受け付けること。  
なお、受検票には受検番号を記入し、公印を押印して交付するものとする。

### 第3 入学者選考

- 1 選考の方法
  - (1) 選考にあたっては、久留米特別支援学校長を責任者とする「入学者選考委員会」を組織するものとする。
  - (2) 入学者選考委員会は、選考の手続き及び基準を作成するものとする。
  - (3) 選考は、調査書及び諸検査等の資料を精査の上、総合的な判断により入学者を決定するものとする。
- 2 検査内容  
学力検査、身体機能検査、健康診断、面接、その他必要な検査等については、久留米特別支援学校長が定めるものとする。
- 3 検査期日・日程
  - (1) 検査期日は、平成31年2月12日(火)から平成31年2月15日(金)までの期間内で久留米特別支援学校長が定めるものとする。
  - (2) 日程は、久留米特別支援学校長が定めるものとする。
- 4 検査場等
  - (1) 検査は、久留米特別支援学校において行うものとする。ただし、志願者の障害の状況等により、必要に応じて家庭や施設等で行うこともできるものとする。
  - (2) 採点、評価等は、久留米特別支援学校において行うものとする。
- 5 検査場責任者  
久留米特別支援学校長を検査場責任者とする。

### 第4 合格者発表

- 1 合格者発表の期日は、平成31年3月11日(月)午前9時とする。
- 2 合格者発表は、久留米特別支援学校で行うものとする。

### 第5 募集要項

久留米特別支援学校長は、この要項に基づき募集要項を作成するものとする。

## 学校教育法施行令（抜粋）

### 第2章 視覚障害者等の障害の程度

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

| 区分     | 障害の程度                                                                                                          |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 視覚障害者  | 両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの                         |
| 聴覚障害者  | 両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの                                           |
| 知的障害者  | 1 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの<br>2 知的発達に遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの         |
| 肢体不自由者 | 1 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの<br>2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの |
| 病弱者    | 1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの<br>2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの                  |

- 備考 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。  
2 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

教育委員会後援事業等に関する報告

H30.10.5からH30.11.14 受付分まで  
 ※区分の★は新規に申請があったもの

| No. | 日時                                                                                      | 事業名                                           | 主催者名                 | 場所                  | 区分  | 担当課           |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|----------------------|---------------------|-----|---------------|
| 1   | 平成30年12月17日(月)<br>～平成31年1月27日(日)                                                        | 九州・沖縄 映画感想画コンテスト2018                          | 九州・沖縄映画感想画コンテスト実行委員会 | —                   | 後援★ | 学校教育課         |
| 2   | 平成31年2月3日(日)<br>8:00～17:00                                                              | 第34回青少年ミュージックフェスティバル                          | 浮羽ライオンズクラブ           | うきは市文化会館<br>(白壁ホール) | 後援  | 学校教育課         |
| 3   | 平成31年1月19日(土)<br>14:00～16:00                                                            | 九州交響楽団「ニューイヤークンサートinインガットホール」                 | インガットホール活用実行委員会      | 城島総合文化センター インガットホール | 後援  | 城島総合支所文化スポーツ課 |
| 4   | 平成31年2月3日(日)<br>14:00～16:00                                                             | 「桂 ひな太郎・桂 文之助二人会」                             | インガットホール活用実行委員会      | 城島総合文化センター インガットホール | 後援  | 城島総合支所文化スポーツ課 |
| 5   | 平成31年2月9日(土)<br>14:00～16:00                                                             | 「テノールとピアノによる響演2019」                           | インガットホール活用実行委員会      | 城島総合文化センター インガットホール | 後援  | 城島総合支所文化スポーツ課 |
| 6   | 平成30年12月15日(土)、<br>16日(日)、17日(月)                                                        | 第84回久留米市ハンドボール大会                              | 久留米市ハンドボール協会         | 久留米アリーナ             | 共催  | 体育スポーツ課       |
| 7   | 2019年3月31日(日)<br>14:00～17:00                                                            | 久留米ば元気になるったい!                                 | NPO法人九州プロレス          | 久留米シティプラザ<br>六角堂広場  | 後援  | 体育スポーツ課       |
| 8   | 平成30年10月31日(水)<br>16:40～18:40                                                           | カワイ体育教室無料体験会                                  | シンコースポーツ九州(株)        | 久留米市みづま総合体育館        | 後援  | 体育スポーツ課       |
| 9   | 2018年11月26日(月)<br>18:40～20:00                                                           | 第11回スポーツ特別講演会 福西 崇史氏                          | 株式会社サガン・ドリームス        | 鳥栖市民文化会館<br>大ホール    | 後援  | 体育スポーツ課       |
| 10  | 平成30年12月2日(日)<br>9:00～16:00                                                             | 第8回ふれあいスポーツフェスタ                               | 第8回ふれあいスポーツフェスタ実行委員会 | 久留米大学御井学舎<br>みいアリーナ | 後援  | 体育スポーツ課       |
| 11  | 平成30年12月2日(日)<br>8:00<br>～12月9日(日)14:00                                                 | スーパースポーツゼビオ杯争奪 第19回久留米市少年野球フレッシュリーグ秋季学童交流野球大会 | 久留米市少年野球フレッシュリーグ     | 久留米市桜花台野球場<br>市内他球場 | 後援  | 体育スポーツ課       |
| 12  | 平成30年12月15日(土)<br>10:00～16:00                                                           | 青少年のためのサイエンスモール in くるめ2018                    | 高等教育コンソーシアム久留米       | 福岡県青少年科学館           | 後援  | 学校教育課         |
| 13  | 平成30年10月21日(日)<br>10:00～13:00<br>平成30年11月23日(金)<br>10:00～13:00                          | 能楽普及の為の独謡会                                    | 清吟会                  | 久留米市芸能会館            | 後援  | 生涯学習推進課       |
| 14  | 平成30年11月17日(土)<br>13:30～16:30                                                           | 入船亭扇辰独演会                                      | 久留米落語長屋              | えーるピア久留米<br>視聴覚ホール  | 後援  | 生涯学習推進課       |
| 15  | 平成30年11月17日(土)<br>～12月27日(木)<br>各10:00～17:00<br>(入館は16:30まで)<br>月曜日休館<br>(ただし12月24日は開館) | サンダーソンアーカイブ ウィリアム・モリスと英国の壁紙展                  | 久留米市美術館              | 久留米市美術館(本館2階)       | 後援  | 生涯学習推進課       |
| 16  | 平成30年11月24日(土)<br>9:00<br>～平成30年11月25日(日)<br>16:00                                      | 第29回九州さつき盆栽展                                  | 九州さつき愛好会             | 久留米リサーチパーク          | 後援  | 生涯学習推進課       |

| No. | 日時                                                                                                       | 事業名                                       | 主催者名                             | 場所                     | 区分  | 担当課         |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------|------------------------|-----|-------------|
| 17  | 平成30年12月14日(金)<br>～12月24日(月・祝)<br>各10:00～17:00<br>12月23日(日)は<br>10:00～19:00<br>ライトアップ実施日は<br>10:00～20:00 | 石橋文化センターミュージ<br>アムクリスマス                   | 公益財団法人久留米文<br>化振興会               | 石橋文化センター全<br>域         | 後援  | 生涯学習推<br>進課 |
| 18  | 平成30年11月18日(日)<br>9:00～16:00                                                                             | サイクルファミリーパーク<br>フェスタ2018                  | 公益財団法人久留米観<br>光コンベンション国際交<br>流協会 | 久留米サイクルファミ<br>リパーク     | 後援  | 生涯学習推<br>進課 |
| 19  | 平成30年12月22日(土)<br>10:00～15:00                                                                            | Kid'sキッチン♪                                | くるめ学生ネットワーク                      | えーるピア久留米<br>調理実習室      | 後援★ | 生涯学習推<br>進課 |
| 20  | 平成30年12月23日(日)<br>16:00～19:00                                                                            | 第25回定期演奏会                                 | 久留米大学学生会吹奏<br>楽部                 | 石橋文化センター               | 後援  | 生涯学習推<br>進課 |
| 21  | 平成31年1月5日(土)<br>10:00～17:00<br>平成31年1月6日(日)<br>10:00～14:00                                               | 第54回全九州新春書道展                              | 福岡書道会                            | 久留米市美術館                | 後援  | 生涯学習推<br>進課 |
| 22  | 平成31年1月22日(火)<br>10:30～12:00<br>平成31年2月17日(日)<br>10:30～12:00                                             | 子育てセミナー                                   | 家庭倫理の会久留米市                       | えーるピア久留米               | 後援  | 生涯学習推<br>進課 |
| 23  | 平成31年1月30日(水)<br>～2月3日(日)<br>10:00～17:00                                                                 | 創部65周年記念 久留米<br>連合文化会デザイン部部<br>展          | 久留米連合文化会                         | 久留米市美術館本館<br>1階        | 後援★ | 生涯学習推<br>進課 |
| 24  | 平成31年2月1日(金)<br>～2月4日(月)                                                                                 | 池坊三瀨支部花展                                  | 池坊三瀨支部                           | 岩田屋久留米店9階<br>催事場       | 後援  | 生涯学習推<br>進課 |
| 25  | 平成31年2月3日(日)<br>11:00～16:00                                                                              | ウルトラマンライブ<br>ウルトラマンプレシャス<br>ステージ2019 佐賀公演 | 鳥栖市文化事業協会                        | 鳥栖市民文化会館大<br>ホール       | 後援★ | 生涯学習推<br>進課 |
| 26  | 平成31年2月10日(日)<br>13:00～14:00、<br>16:00～17:00                                                             | (特)舞台アート工房・劇列<br>車 第20回定期公演               | 特定非営利活動法人舞<br>台アート工房・劇列車         | 石橋文化センター石<br>橋文化会館小ホール | 後援  | 生涯学習推<br>進課 |
| 27  | 平成31年2月16日(土)<br>10:00～12:00                                                                             | 第43回教育講演会「あのね<br>…」                       | 福岡県教職員組合久留<br>米支部                | 石橋文化センター共<br>同ホール      | 後援  | 生涯学習推<br>進課 |
| 28  | 平成31年2月17日(日)<br>10:30～12:00                                                                             | 子供倫理塾                                     | 家庭倫理の会久留米市                       | えーるピア久留米               | 後援  | 生涯学習推<br>進課 |
| 29  | 平成31年3月9日(土)<br>18:00～19:30                                                                              | 財団設立30周年記念事業<br>えーるピアセミナー                 | 公益財団法人久留米市<br>生きがい健康づくり財団        | えーるピア久留米<br>視聴覚ホール     | 後援★ | 生涯学習推<br>進課 |
| 30  | 平成31年3月30日(土)<br>～3月31日(日)<br>各10:00～19:00                                                               | 華道家元池坊 久留米支<br>部花展                        | 華道家元池坊久留米支<br>部                  | 久留米シティプラザ<br>展示室1・2・3  | 後援  | 生涯学習推<br>進課 |
| 31  | 平成31年4月14日(日)<br>13:30～15:30                                                                             | 劇団カッパ座公演                                  | 甘木カッパ友の会                         | ピーポット甘木 大<br>ホール       | 後援  | 生涯学習推<br>進課 |

## 久留米市立図書館及び視聴覚ライブラリーの特別整理期間に伴う休館日の設定について

### 1 内容

図書館及び視聴覚ライブラリー資料の蔵書点検のため、毎年定例的に行っている規則上の休館日（特別整理期間）を設けるもの。なお、市民がいずれかの図書館で利用ができるように、館ごとに異なった蔵書点検の期間及び休館日を設定する。

### 2 蔵書点検の目的

蔵書全体を図書目録と照合し、蔵書の現状や紛失資料の有無を調査し、3年間紛失状態が継続した図書資料を除籍し、目録を整備する。あわせて図書館の蔵書の正しい所在や蔵書の現況を確かめるため日本十進分類法などに基づき正しい配列が成されているかを確認する。

### 3 蔵書点検の期間

| 図書館名               | 期間                     |
|--------------------|------------------------|
| 三潞図書館              | 平成31年1月14日（月）～1月19日（土） |
| 中央図書館<br>視聴覚ライブラリー | 平成31年1月21日（月）～1月31日（木） |
| 田主丸図書館             | 平成31年2月4日（月）～2月9日（土）   |
| 城島図書館              | 平成31年2月11日（月）～2月17日（日） |
| 北野図書館              | 平成31年2月25日（月）～3月2日（土）  |

#### （参考）関連図書施設

|                          |                        |
|--------------------------|------------------------|
| 六ツ門図書館                   | 平成31年2月18日（月）～2月23日（土） |
| 男女平等推進センター<br>図書情報ステーション | 平成31年3月4日（月）～3月8日（金）   |
| 市民センター多目的棟<br>筑邦図書室      | 平成31年3月2日（土）～3月7日（木）   |
| 市民センター多目的棟<br>耳納図書室      | 平成31年3月9日（土）～3月14日（木）  |
| くるるん図書コーナー               | 休館日は設けない               |

### 4 公示期間

平成30年12月4日～平成31年3月14日（関係施設終了まで）

### 5 利用者への周知等

- (1) 広報くるめ1月1日号掲載・ホームページ掲載
- (2) 図書館ポスター掲示
- (3) ホームページ等での掲載

(4) 窓口でのチラシ配布 など

●久留米市立図書館条例施行規則

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(中央図書館について、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にかかる場合は除く。)
- (2) 年末年始(12月28日から1月4日までの日)
- (3) 館内整理日(毎月第4木曜日)
- (4) 特別整理期間

2 中央図書館長が特に必要があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、教育長の承認を得て臨時に休館し、又は開館することができる。この場合において久留米市教育委員会(以下「委員会」という。)は、あらかじめその日時を公示するものとする。

3 前項後段の規定は、第1項第4号の期間を定める場合に準用する。

(平18教規則2・平21教規則2・平22教規則12・平23教規則5・一部改正)

●久留米市立視聴覚ライブラリー設置条例施行規則

(休館日)

第5条 ライブラリーの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にかかる場合は除く。)
- (2) 年末年始(12月28日から1月4日までの日)
- (3) 館内整理日(毎月第4木曜日)
- (4) 特別整理期間

2 館長は、特に必要があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、教育長の承認を得て臨時に休館又は開館することができる。この場合において教育委員会(以下「委員会」という。)は、あらかじめその日時を公示するものとする。

3 前項後段の規定は、第1項第4号の期間を定める場合に準用する。

(昭54教規則1・昭57教規則2・平元教規則4・平2教規則3・一部改正、平17教規則13・旧第4条繰下・一部改正、平18教規則3・平21教規則3・一部改正)

## スポーツ大会成績優秀者個人・団体の報告について

スポーツ大会において全国大会出場以上等の成績を収めた個人又は団体について、次のとおりお知らせいたします。

### 1 アジア大会出場

大会名：アジアベンチプレス選手権大会

日 程：平成30年9月18日（月）～24日（日）

場 所：ドバイ（アラブ首長国連邦）

結 果：○木村 淳（トレーニングスタジオコア）

59kg級 優勝

○古賀 宏和（BEAST GYM）

120kg級 準優勝

### 2 全国大会出場

#### (1) 久留米工業高等専門学校

大会名：第53回全国高等専門学校体育大会

| 競技       | 日程            | 場所                | 成績               |
|----------|---------------|-------------------|------------------|
| 女子バレーボール | 8/25(土)～26(日) | 久留米アリーナ           | 優勝<br>(3年連続3回目)  |
| 硬式野球     | 8/21(火)～23(木) | 都城運動公園<br>野球場他1会場 | 準優勝<br>(2年連続2回目) |

#### (2) 大会名：第15回全国小学生学年別柔道大会

日 程：平成30年8月26日（日）

場 所：キンビバレッジ周南総合スポーツセンター（山口県）

結 果：○大塚 翔稀（大善寺小6年生）

6年生女子・45kg級 優勝（2年連続）

○秋吉 航輔（弓削小6年生）

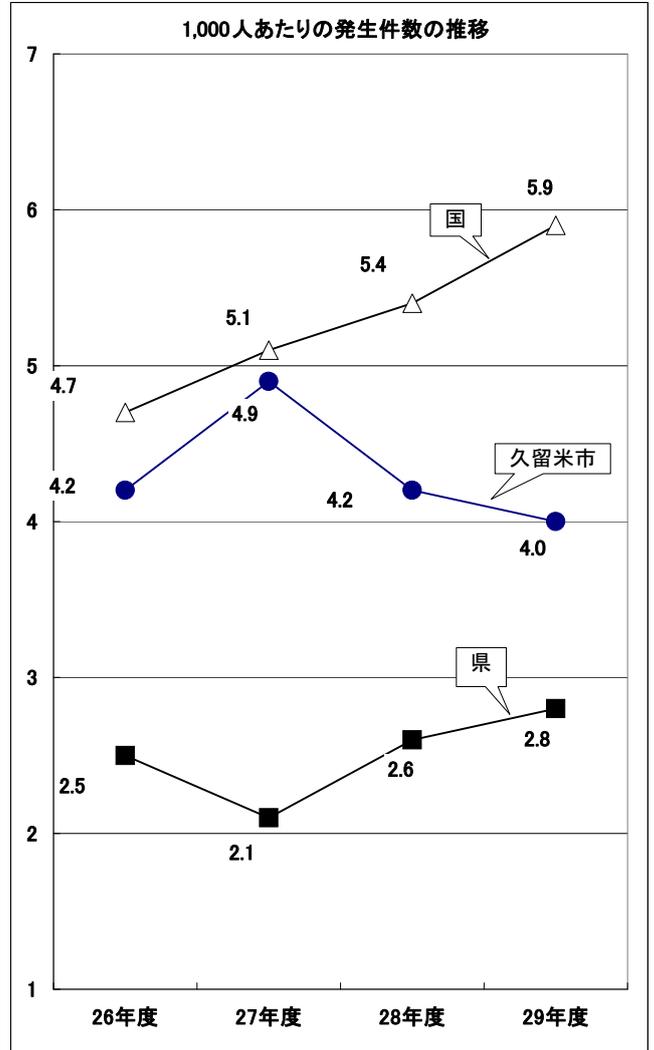
6年生男子・50kg級 準優勝（2年連続）

平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等に関する調査結果について

1 暴力行為について

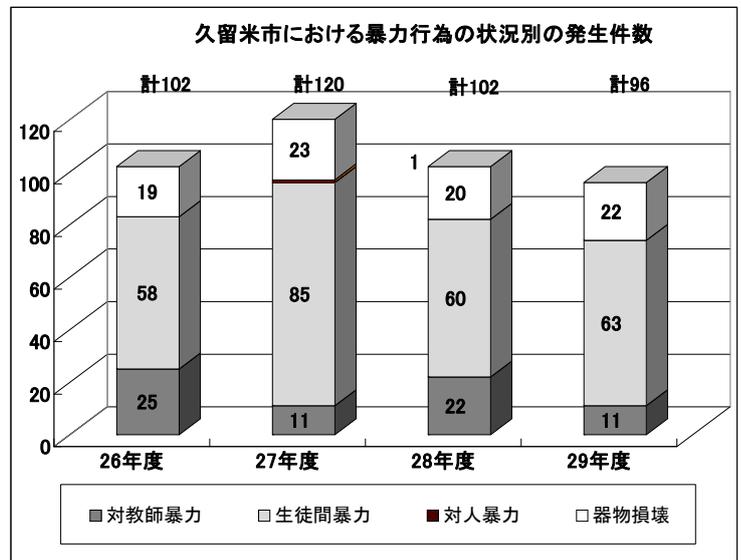
(1) 発生件数及び発生率（1,000人あたりの発生件数）

| 区分  | 学校種 | 発生件数 | 合計     | 発生率    | 合計   |     |
|-----|-----|------|--------|--------|------|-----|
| H26 | 市   | 小学校  | 6      | 102    | 0.4  | 4.2 |
|     |     | 中学校  | 96     |        | 11.8 |     |
|     | 県   | 小学校  | 73     | 1,013  | 0.3  | 2.5 |
|     |     | 中学校  | 940    |        | 6.6  |     |
|     | 国   | 小学校  | 11,283 | 45,987 | 1.7  | 4.7 |
|     |     | 中学校  | 34,704 |        | 10.7 |     |
| H27 | 市   | 小学校  | 16     | 120    | 1.0  | 4.9 |
|     |     | 中学校  | 104    |        | 12.8 |     |
|     | 県   | 小学校  | 139    | 867    | 0.5  | 2.1 |
|     |     | 中学校  | 728    |        | 5.2  |     |
|     | 国   | 小学校  | 16,835 | 48,713 | 2.6  | 5.1 |
|     |     | 中学校  | 31,878 |        | 10.0 |     |
| H28 | 市   | 小学校  | 13     | 102    | 0.8  | 4.2 |
|     |     | 中学校  | 89     |        | 11.5 |     |
|     | 県   | 小学校  | 228    | 1,057  | 0.8  | 2.6 |
|     |     | 中学校  | 829    |        | 6.3  |     |
|     | 国   | 小学校  | 22,246 | 51,154 | 3.5  | 5.4 |
|     |     | 中学校  | 28,908 |        | 9.2  |     |
| H29 | 市   | 小学校  | 18     | 96     | 1.1  | 4.0 |
|     |     | 中学校  | 78     |        | 10.3 |     |
|     | 県   | 小学校  | 278    | 1,125  | 1.0  | 2.8 |
|     |     | 中学校  | 847    |        | 6.6  |     |
|     | 国   | 小学校  | 27,785 | 55,296 | 4.4  | 5.9 |
|     |     | 中学校  | 27,511 |        | 8.9  |     |



(2) 暴力行為の状況別の発生件数

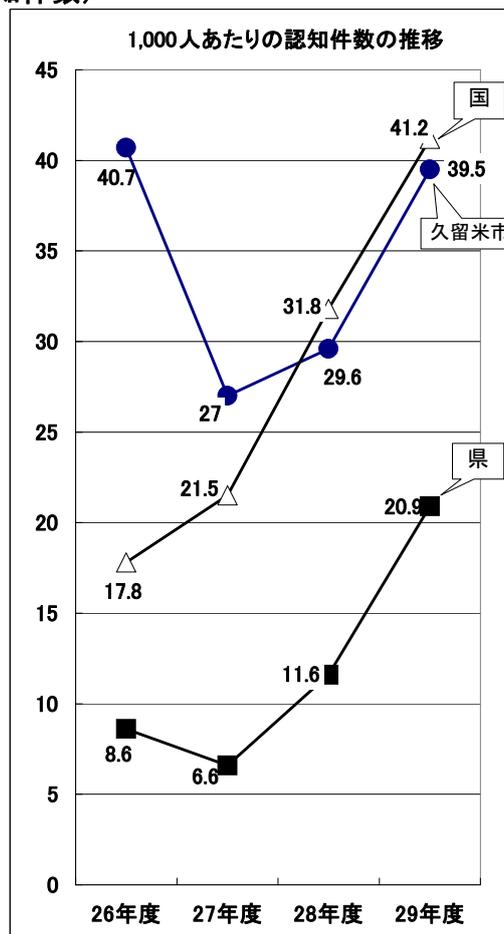
| 区分  | 対教師暴力 | 児童生徒間暴力 | 対人暴力   | 器物損壊  | 合計    |        |
|-----|-------|---------|--------|-------|-------|--------|
| H26 | 市     | 25      | 58     | 0     | 19    | 102    |
|     | 県     | 190     | 644    | 27    | 152   | 1,013  |
|     | 国     | 8,191   | 26,715 | 1,125 | 9,956 | 45,987 |
| H27 | 市     | 11      | 85     | 1     | 23    | 120    |
|     | 県     | 142     | 558    | 25    | 142   | 867    |
|     | 国     | 7,665   | 30,344 | 1,100 | 9,604 | 48,713 |
| H28 | 市     | 22      | 60     | 0     | 20    | 102    |
|     | 県     | 170     | 691    | 14    | 182   | 1,057  |
|     | 国     | 7,454   | 33,735 | 1,077 | 9,040 | 51,306 |
| H29 | 市     | 11      | 63     | 0     | 22    | 96     |
|     | 県     | 184     | 790    | 13    | 138   | 1,125  |
|     | 国     | 8,066   | 37,013 | 1,004 | 9,124 | 55,207 |



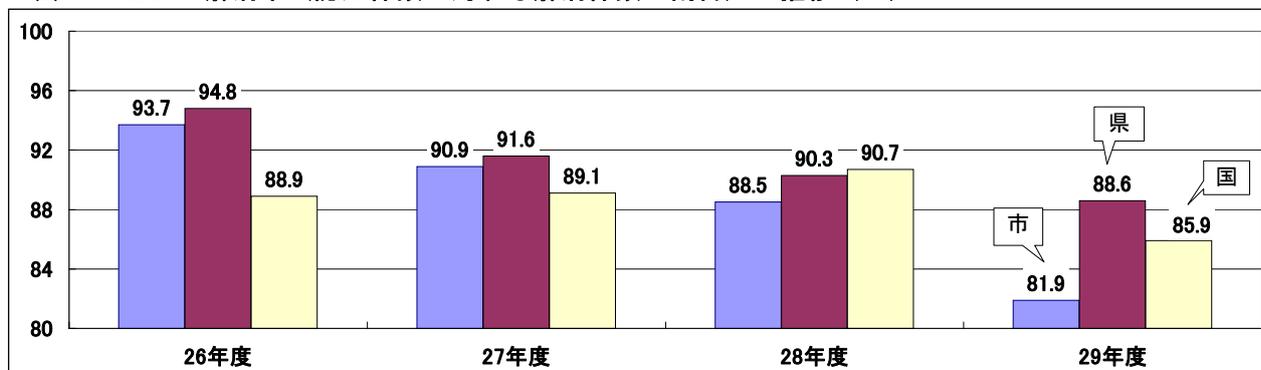
## 2 いじめについて

### (1) いじめ認知件数及び認知率（1,000人あたりの認知件数）

| 区分  | 学校種 | 認知件数 | 合計      | 認知率     | 合計   |      |
|-----|-----|------|---------|---------|------|------|
| H26 | 市   | 小学校  | 933     | 999     | 56.9 | 40.7 |
|     |     | 中学校  | 66      |         | 8.1  |      |
|     | 県   | 小学校  | 2,594   | 3,462   | 9.6  | 8.6  |
|     |     | 中学校  | 868     |         | 6.5  |      |
|     | 国   | 小学校  | 121,635 | 172,835 | 18.8 | 17.8 |
|     |     | 中学校  | 51,200  |         | 15.8 |      |
| H27 | 市   | 小学校  | 538     | 659     | 33.0 | 27.0 |
|     |     | 中学校  | 121     |         | 14.9 |      |
|     | 県   | 小学校  | 1,775   | 2,663   | 6.5  | 6.6  |
|     |     | 中学校  | 888     |         | 6.7  |      |
|     | 国   | 小学校  | 150,038 | 207,070 | 23.3 | 21.5 |
|     |     | 中学校  | 57,032  |         | 17.8 |      |
| H28 | 市   | 小学校  | 591     | 716     | 35.9 | 29.6 |
|     |     | 中学校  | 125     |         | 16.1 |      |
|     | 県   | 小学校  | 3,231   | 4,698   | 11.8 | 11.6 |
|     |     | 中学校  | 1,467   |         | 11.2 |      |
|     | 国   | 小学校  | 234,333 | 302,624 | 36.8 | 31.8 |
|     |     | 中学校  | 68,291  |         | 21.7 |      |
| H29 | 市   | 小学校  | 795     | 957     | 47.6 | 39.5 |
|     |     | 中学校  | 162     |         | 21.4 |      |
|     | 県   | 小学校  | 6,366   | 8,445   | 23.1 | 20.9 |
|     |     | 中学校  | 2,079   |         | 16.1 |      |
|     | 国   | 小学校  | 311,322 | 388,459 | 49.0 | 41.2 |
|     |     | 中学校  | 77,137  |         | 25.0 |      |



### (2) いじめの解消率（認知件数に対する解消件数の割合）の推移（％）



### (3) いじめの態様別の割合（％）

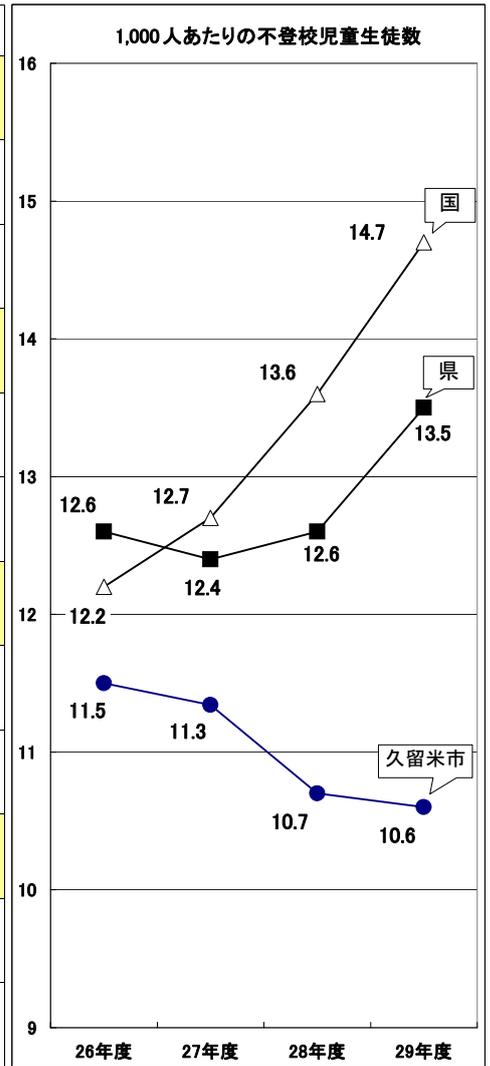
| 区分                                | 市    |      | 県    |      | 国    |      |
|-----------------------------------|------|------|------|------|------|------|
|                                   | 小学校  | 中学校  | 小学校  | 中学校  | 小学校  | 中学校  |
| 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる     | 49.1 | 47.9 | 67.5 | 66.3 | 61.5 | 65.7 |
| 仲間はずれ、集団による無視をされる                 | 11.5 | 6.2  | 11.7 | 11.2 | 14.3 | 13.1 |
| 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする    | 22.0 | 9.3  | 23.6 | 15.2 | 23.2 | 14.5 |
| ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする          | 5.0  | 17.0 | 3.1  | 9.9  | 6.3  | 4.4  |
| 金品をたかられる                          | 1.1  | 0.5  | 0.9  | 1.0  | 1.1  | 1.1  |
| 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする     | 3.1  | 7.2  | 4.0  | 5.9  | 5.8  | 6.0  |
| いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする | 2.3  | 4.6  | 5.2  | 5.9  | 7.8  | 6.7  |
| パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる        | 0.4  | 4.1  | 1.2  | 6.3  | 1.1  | 7.9  |
| その他                               | 5.5  | 3.1  | 4.4  | 5.2  | 1.9  | 3.6  |

※ 認知件数に対する割合で複数回答可

### 3 不登校について

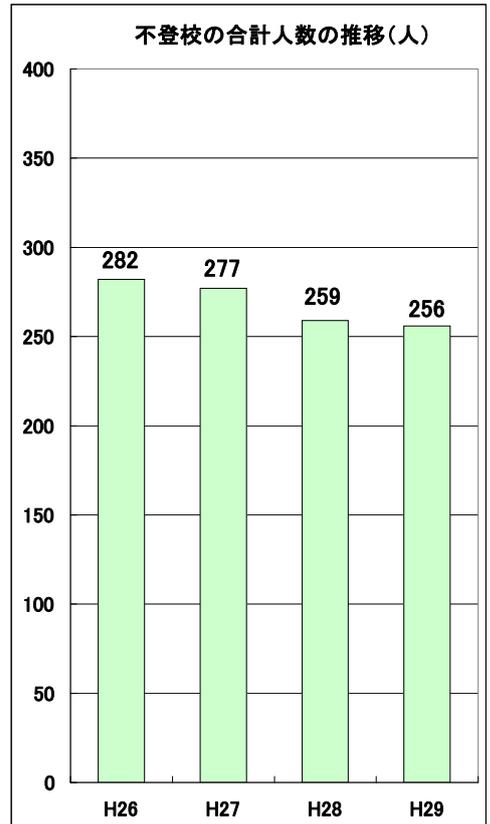
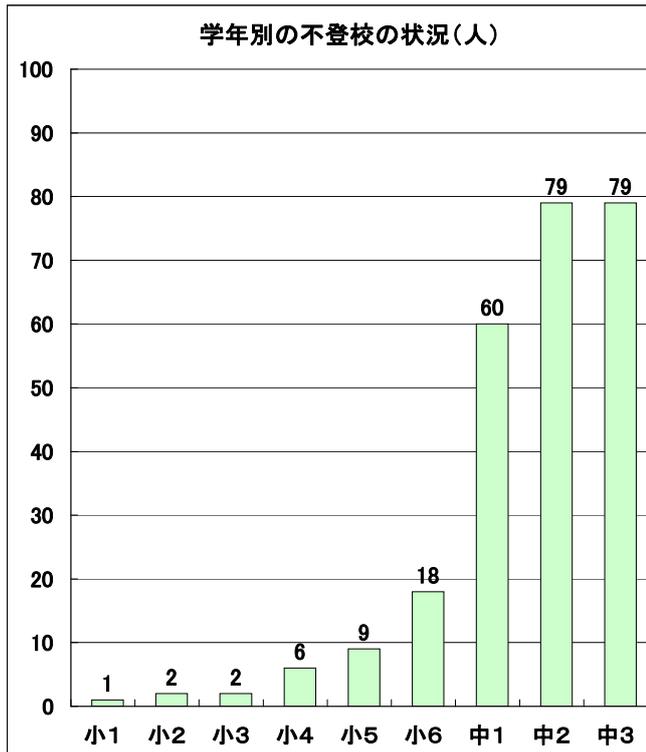
#### (1) 不登校児童生徒数及び割合（1,000人あたりの不登校児童生徒数）

| 区分  | 学校種 | 不登校数 | 合計      | 割合      | 合計   |      |
|-----|-----|------|---------|---------|------|------|
| H26 | 市   | 小学校  | 41      | 282     | 2.5  | 11.5 |
|     |     | 中学校  | 241     |         | 29.5 |      |
|     | 県   | 小学校  | 998     | 5,072   | 3.7  | 12.6 |
|     |     | 中学校  | 4,074   |         | 30.5 |      |
|     | 国   | 小学校  | 25,866  | 122,902 | 4.0  | 12.2 |
|     |     | 中学校  | 97,036  |         | 30.0 |      |
| H27 | 市   | 小学校  | 41      | 277     | 2.5  | 11.3 |
|     |     | 中学校  | 236     |         | 29.1 |      |
|     | 県   | 小学校  | 1,093   | 5,181   | 4.0  | 12.4 |
|     |     | 中学校  | 4,088   |         | 28.9 |      |
|     | 国   | 小学校  | 27,333  | 121,881 | 4.3  | 12.7 |
|     |     | 中学校  | 94,548  |         | 29.5 |      |
| H28 | 市   | 小学校  | 33      | 259     | 2.0  | 10.7 |
|     |     | 中学校  | 226     |         | 29.2 |      |
|     | 県   | 小学校  | 1,076   | 5,082   | 3.9  | 12.6 |
|     |     | 中学校  | 4,006   |         | 30.6 |      |
|     | 国   | 小学校  | 30,175  | 129,131 | 4.7  | 13.6 |
|     |     | 中学校  | 98,956  |         | 31.4 |      |
| H29 | 市   | 小学校  | 38      | 256     | 2.3  | 10.6 |
|     |     | 中学校  | 218     |         | 28.8 |      |
|     | 県   | 小学校  | 1,299   | 5,476   | 4.7  | 13.5 |
|     |     | 中学校  | 4,177   |         | 32.4 |      |
|     | 国   | 小学校  | 34,732  | 139,027 | 5.5  | 14.7 |
|     |     | 中学校  | 104,295 |         | 33.8 |      |



#### (2) 久留米市における学年別の不登校の状況

| 学年 | 人数 |
|----|----|
| 小1 | 1  |
| 小2 | 2  |
| 小3 | 2  |
| 小4 | 6  |
| 小5 | 9  |
| 小6 | 18 |
| 中1 | 60 |
| 中2 | 79 |
| 中3 | 79 |



(3) 不登校の要因

| 区分      |                       | 市    |      | 県    |      | 国    |      |
|---------|-----------------------|------|------|------|------|------|------|
|         |                       | 小学校  | 中学校  | 小学校  | 中学校  | 小学校  | 中学校  |
| 学校に係る状況 | いじめ                   | 0.0  | 0.0  | 1.0  | 0.5  | 0.7  | 0.4  |
|         | いじめを除く友人関係をめぐる問題      | 17.8 | 28.4 | 17.9 | 29.4 | 18.9 | 28.4 |
|         | 教職員との関係をめぐる問題         | 8.9  | 1.7  | 4.6  | 3.5  | 4.0  | 2.3  |
|         | 学業の不振                 | 22.2 | 16.3 | 15.1 | 22.1 | 14.0 | 21.8 |
|         | 進路にかかる不安              | 2.2  | 12.5 | 1.2  | 7.9  | 1.0  | 4.8  |
|         | クラブ活動、部活動への不適應        | 0.0  | 3.8  | 0.4  | 3.4  | 0.2  | 2.7  |
|         | 学校のきまり等をめぐる問題         | 0.0  | 7.3  | 3.4  | 8.2  | 0.2  | 3.6  |
|         | 入学、転編入学、進級時の不適應       | 4.4  | 7.6  | 5.5  | 9.4  | 3.9  | 6.8  |
| 家庭に係る状況 |                       | 44.4 | 22.5 | 59.8 | 35.3 | 54.2 | 31.2 |
| 本人に係る状況 | 「学校における人間関係」に課題を抱えている | 18.4 | 24.8 | 16.0 | 19.1 | 12.5 | 17.6 |
|         | 「あそび・非行」の傾向がある        | 2.6  | 13.3 | 1.2  | 8.4  | 0.8  | 5.1  |
|         | 「無気力」の傾向がある           | 34.2 | 35.3 | 25.6 | 29.6 | 27.8 | 31.0 |
|         | 「不安」の傾向がある            | 31.6 | 19.7 | 30.0 | 25.5 | 36.8 | 31.8 |
|         | 「その他」                 | 13.2 | 6.9  | 27.1 | 17.4 | 22.1 | 14.4 |

(4) 不登校からの復帰者（登校できるようになった者又は登校日数が増えた者）の状況

| 年度  |    | H26   | H27   | H28   | H29   |
|-----|----|-------|-------|-------|-------|
| 小学校 | 人数 | 23    | 22    | 19    | 8     |
|     | 割合 | 56.1% | 53.7% | 57.6% | 21.1% |
| 中学校 | 人数 | 117   | 80    | 102   | 82    |
|     | 割合 | 48.5% | 33.9% | 45.1% | 37.6% |
| 合計  | 人数 | 140   | 102   | 121   | 90    |
|     | 割合 | 49.6% | 36.8% | 46.7% | 35.2% |

(表中の下段は、不登校の人数に占める復帰者の割合)

## 久留米市学力の保障と向上に関する委員会の設置について

### 1 背景

久留米市では、第3期久留米市教育改革プランの重点に「わかる授業～学力の保障と向上」を掲げ、各種施策に取り組んでいるものの、同プランに掲げる評価指標（全国学力・学習状況調査結果で全国平均を超える、授業がわかると答える児童生徒の割合や学校に行くのが楽しいと答える児童生徒の割合が全国平均を超える等）に、ほぼ至っていない。

### 2 趣旨

久留米市の児童生徒の学力の保障と向上に関し、多角的かつ専門的な視点から、学校経営・職員マネジメント・授業づくり・施策のあり方などについて、幅広く提言をいただく委員会を設置する。

### 3 委員会の位置付け

教育部の検討組織とし、教育に関して優れた識見を有する者に委嘱する。

### 4 委員の構成

| 番号 | 区分  | 備考                           |
|----|-----|------------------------------|
| 1  | 学識  | 大学より                         |
| 2  | 学識  | 市立高校より                       |
| 3  | 福祉  | スクールソーシャルワーク等の立場より           |
| 4  | 民間  | 学習塾等より                       |
| 5  | 民間  | 情報技術を活用した学習（e-learning）の分野より |
| 6  | 民間  | 学校等を支援する実践の立場より              |
| 7  | 小学校 | 小学校校長会より                     |
| 8  | 中学校 | 中学校校長会より                     |

### 5 事務局

委員会の庶務は、教育部学校教育課で行う。

## 平成30年度講道館杯全日本柔道体重別選手権大会の成績報告について

### 1 概要

平成30年度講道館杯全日本柔道体重別選手権大会の女子48kg級において、南筑高等学校スポーツキャリアクラス2年の古賀若菜（こがわか）選手が準優勝という輝かしい成績を収めました。

### 2 大会概要

名称：平成30年度講道館杯全日本柔道体重別選手権大会  
主催：公益財団法人全日本柔道連盟  
会場：千葉ポートアリーナ（千葉県千葉市）

### 3 日程

平成30年11月3日（土）～4日（日）

3日（土） 男子60kg級・66kg級・73kg級・81kg級  
女子70kg級・78kg級・78kg超級

4日（日） 男子90kg級・100kg級・100kg超級  
女子48kg級・52kg級・57kg級・63kg級

### 4 成績

女子48kg級 準優勝

## 柔道グランドスラム大阪2018大会の成績報告について

### 1 概要

柔道グランドスラム大阪2018大会の女子78kg超級において、南筑高等学校スポーツキャリアクラス3年の 素根 輝（そね あきら）選手が準優勝という輝かしい成績を収めました。

### 2 大会概要

名称： グランドスラム大阪2018大会  
主催： 国際柔道連盟  
会場： 丸善インテックアリーナ大阪（大阪府大阪市）

### 3 日程

平成30年11月23日（金）～25日（日）

23日（金） 男子60kg級・66kg級  
女子48kg級・52kg級

24日（土） 男子73kg級・81kg級  
女子57kg級・63kg級・70kg級

25日（日） 男子90kg級・100kg級・100kg超級  
女子・78kg級・78kg超級

### 4 成績

女子78kg超級 準優勝